多賀城市の歴史遺産

浮島村

多賀城市教育委員会

財調査を行ってまいりました。この調査は、江戸時代に本市域に存在した一三の村ごとに実施し、平成二五・二六年度の 八幡村からはじまり、市民の皆様の御協力をいただきながら進めてまいりました。 多賀城市では、市内各地域に残る歴史遺産の保全・活用を図るため、平成二五年度から、市内全域を対象とした文化

情報が寄せられ、多様な歴史資料を確認することができました。本書は、その調査成果をとりまとめ、収録したものです。 対象とした「多賀城市の歴史遺産調査」が完了いたしました。浮島地区は、浮嶋神社総代会を中心に地域の歴史への関心 ことが重要だと感じます。 分に及ばなかったものも各所に残されており、それらに関しても、継続的な調査活動の中で地道に着実に拾い集めていく ます。調査着手から九年という長い歳月の中で得た成果は地域の歴史を考える上での基礎資料となりましたが、調査が十 が高く、文化財の保全・活用へ向けた土壌が育まれていると感じます。今回の調査でも、地域の方々から多くの貴重な 旧一三か村を対象とした報告書の作成も本書で八冊目となり、これですべての地区の調査成果を収録できたことになり 本書で対象とした浮島地区の調査は、平成三一年度から令和二年度にかけて実施し、これをもって市内すべての地域を

します。 結びとなりますが、本書を作成するにあたり、御協力いただきました方々に対し、心から御礼を申し上げ、挨拶といた

令和四年三月

教育長 麻生川 敦多賀城市教育委員会

例言

- り、その第八冊として作成したものである。 本書は、多賀城市内全域を対象とした歴史・民俗調査の報告書であ
- 二 本書で対象とした地域は江戸時代の浮島村である。
- 三 調査は平成三一年四月から令和三年三月に実施し、埋蔵文化財調査
- センターの千葉孝弥(当時)、瀧川ちかこ、山極優子が担当した。
- 当し、編集は山極が行った。四本書の執筆は、第八章を山極、第九章を瀧川、それ以外を千葉が担
- 誌』、『市史○』の略称を使用した。
 五 本書では頻出する『多賀城町誌』、『多賀城市史』の引用にあたり、『町
- 六

 調査に関する諸記録及び資料は、多賀城市教育委員会が保管している。
- 七本書の作成にあたり、次の方々より協力をいただいた。

宮城県公文書館

宮城県図書館

鹽竈神社博物館

永広昌之氏(東北大学総合学術博物館協力研究員)

佐藤啓氏

法性院

浮島地区の皆様

第二節 仏閣・寺院 26	第一節 神社18	第五章 寺社仏閣 18	第四章 地名 16	第二節 歴史的環境	第一節 地理的環境	第三章 地理的・歴史的環境 14		第三節 航空写真 12	第二節 地図 4	第一節 絵図 2	第二章 地図と写真に見る地域の変化 2	第一章 平成三一•令和二年度の調査概要 1		目次	例言	序文		国 欠
石造物一覧表		参考文献	第一○章 近現代の浮島の風景104	第九章 地誌		第三節 神社・寺院・小祠 93	第二節 人々のつながり 90	第一節 地域の概要 88	第八章 民俗 88		第七章 版木	第五節 墓標	第四節 沿革碑 58	第三節 石燈籠・石鳥居・狛犬 54	第二節 近世・近代の供養塔32	第一節 板碑	凡例•分布と概要	第六章 石造物 28

地域や暮らしの変化について、

四〇人から聞取り調査を行った。

第一章 平成三一・令和二年度の調査概要

いる。 世には歌枕壺碑が注目されたこともあって多くの地誌等でも紹介されて 小祠など古い建造物がよく残されており、 の往来があった地域である。 を基盤とした地域でありながら、 は多賀城市中央部の丘陵部から沖積地にかけて位置しており、 旧市川· 浮島村を対象として文化財調査を実施した。 市川地区には近世以来の集落の中に神社や 塩竈街道が通過することで多くの人々 古代には多賀城が置かれ、 これらの二ヶ村 農業生産 近

墨の製造・販売業を営む古梅園において「つぼのいしぶみ道標」 世紀前半に遡る佐藤家墓地の調査を行った。 や昭和五七年に三崎 等三○四基について資料化することができた。 ものの拓本をとり、 石造物の調査は、 その結果、 中世の板碑、 墓標関係では鹽竈神社の社人志賀家の墓地や、 中世 一夫氏が作成した調査を行ったもの以外にも多くの 近世の供養塔の調査から開始 近世の供養塔、 市外では奈良市で古く 石燈籠、 記念碑、 多賀城. 0) 調査 、から 墓標 市史 七

や信仰のあり方を考える上で大きな成果を得ることができた。 荒脛巾神社や貴船神社では、多くの奉納品の調査を行い、 神社の 歴史

氏に依頼して、 民俗調査では、 仏像は東北芸術工科大学の長坂一郎氏、 令和三年二月に玉川寺で調査を実施した。 季節ごとの神社の祭礼や寺院の行事について記録 白鷹町教育委員会の石井紀子

は至らなかったが壮大な多賀城神社建設関係資料が保管されていたこと 宮城県公文書館では、 近代の多賀城の保存に関わるもの、 また実現に

> から、 それらについて調査を行 V, 資料化を図った。



陸奥総社宮例祭



浮島の三山塔



古梅園 (奈良市)

問題を

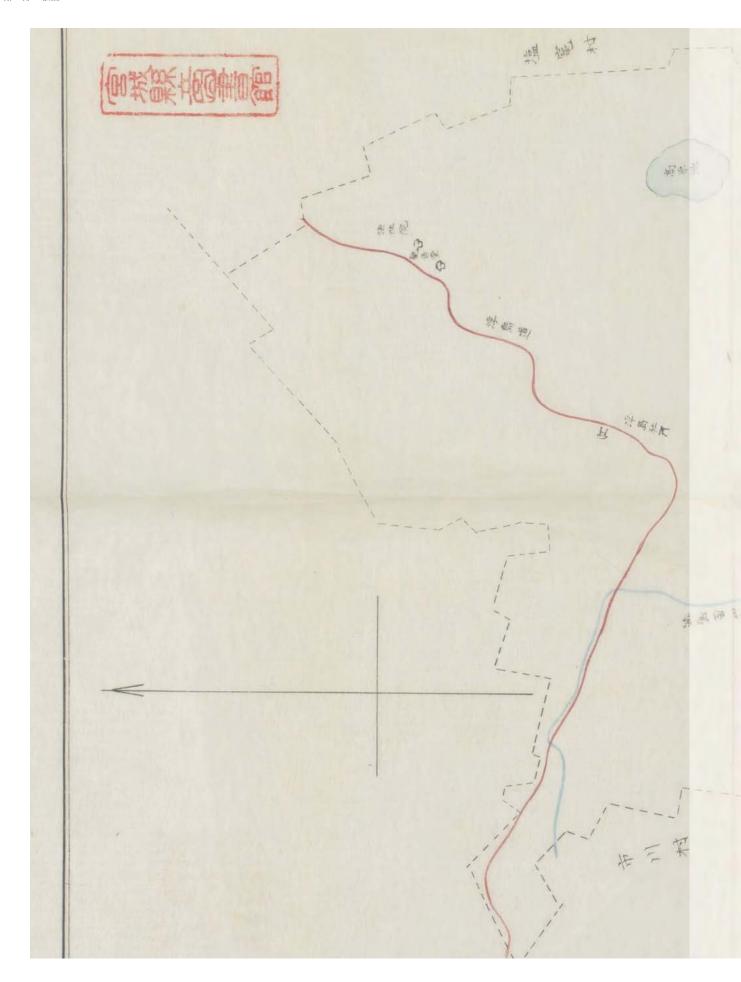


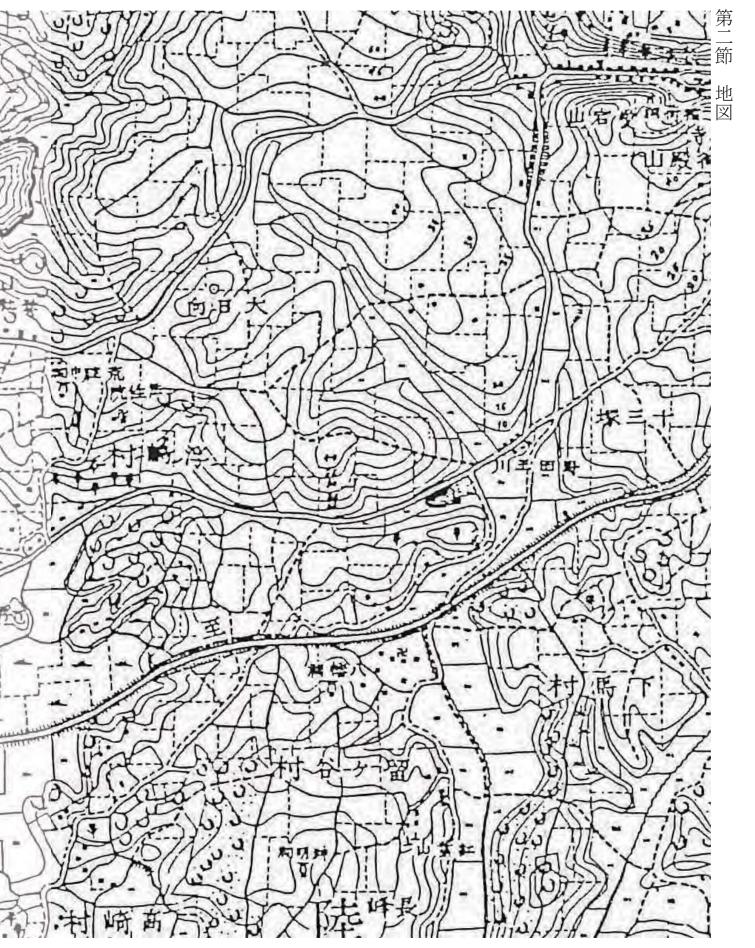
平成31・令和2年度調査対象地域 第1図

第一節 絵図

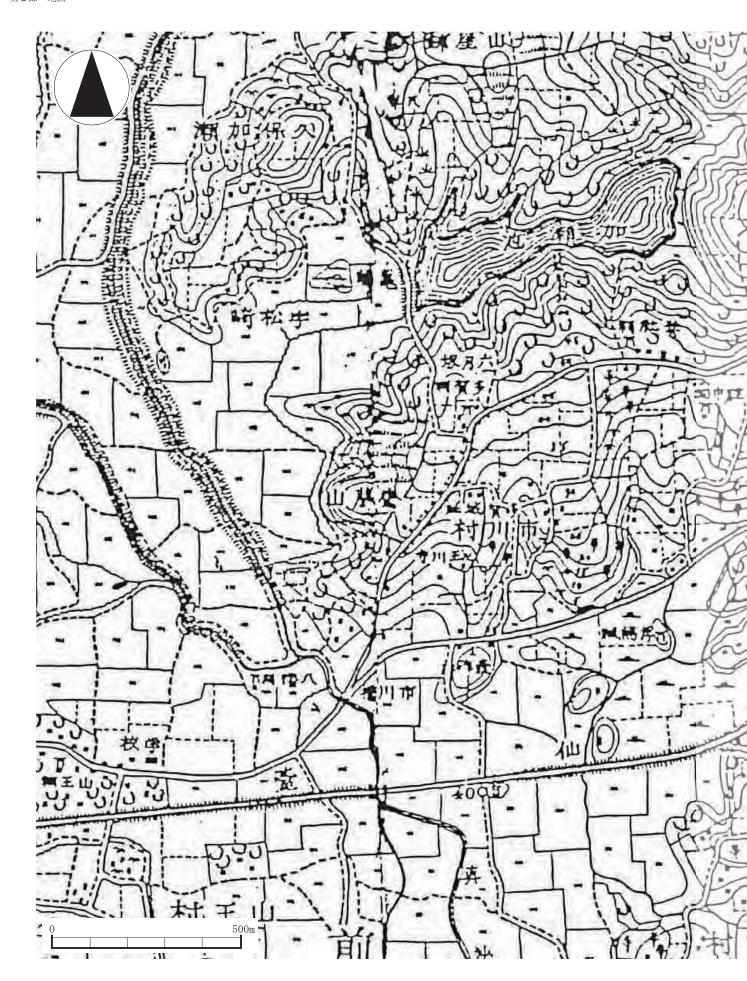


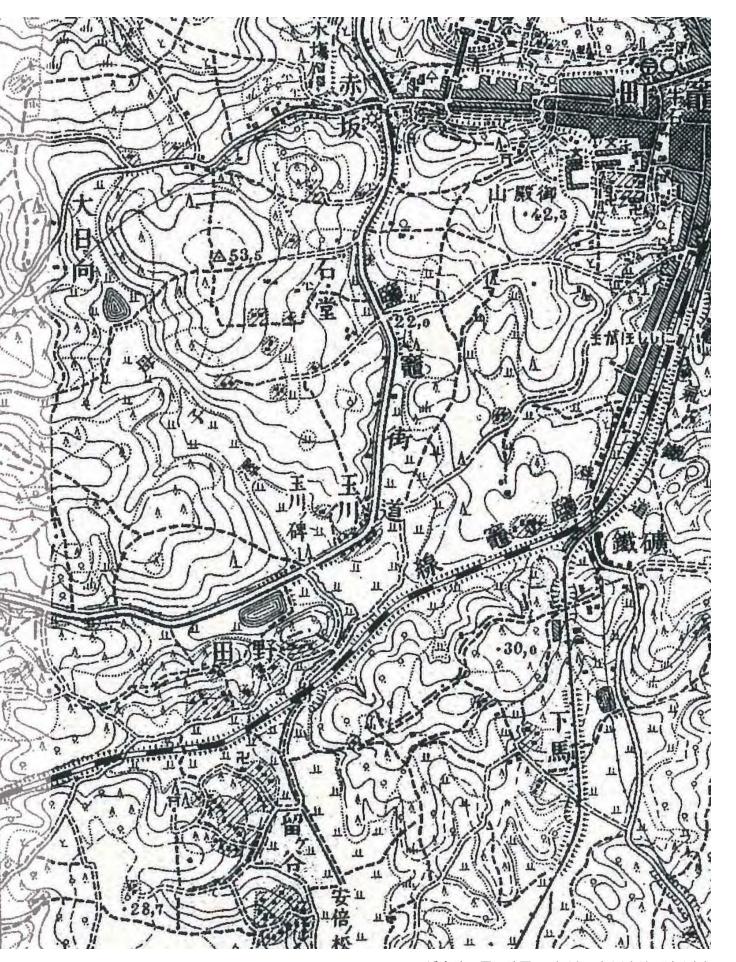
宮城縣管轄陸前國宮城郡浮嶋村 宮城県図書館蔵 (30 × 40cm)





浮島地区周辺地図 1 (明治 24 年第二師団参謀部測量・製版)





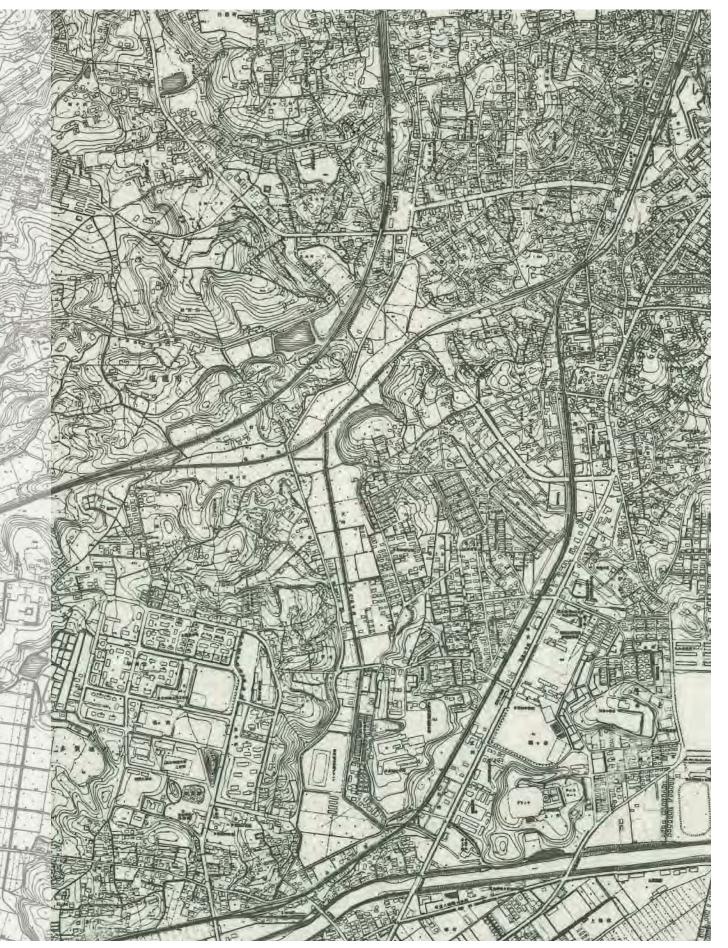
浮島地区周辺地図2 (昭和6年国土地理院発行)



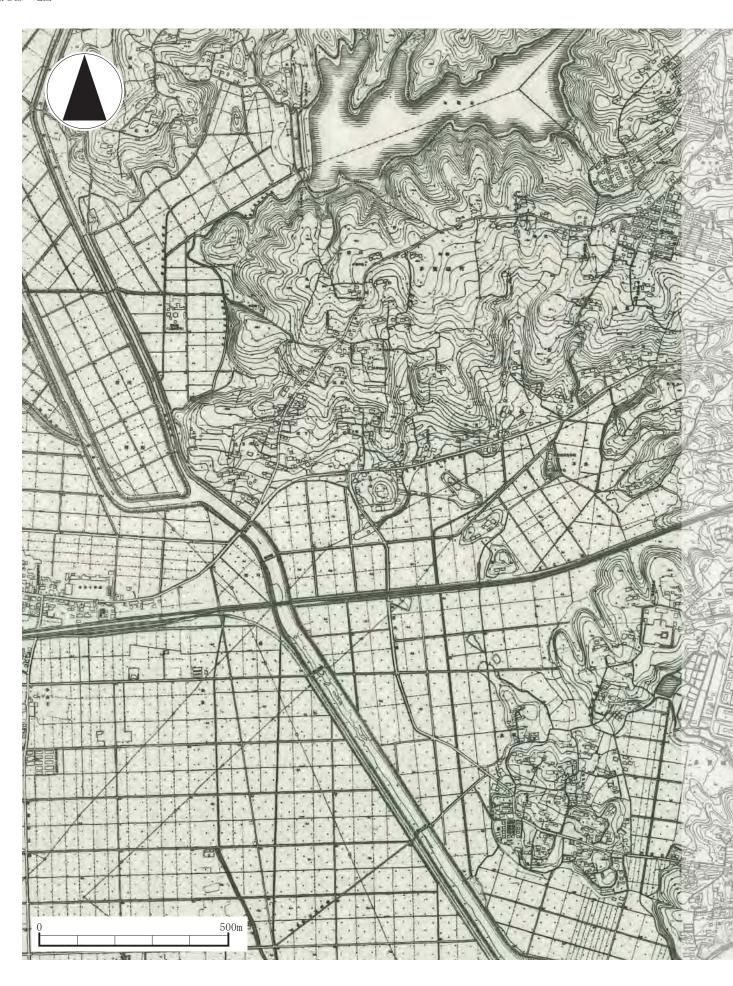


浮島地区周辺地図3 (昭和13年)





浮島地区周辺地図4 (昭和44年)





浮島地区周辺航空写真 1 (昭和 22 年米軍撮影)



浮島地区周辺航空写真 2 (昭和 36 年国土地理院撮影)

第三章 地理的·歷史的環境

第一節 地理的環境

俊山、沢前、高原、館前、田屋場、西沢、宮前、矢中にあたる。旧浮島村は、現在の行政区では多賀城市浮島一丁目、二丁目、赤坂、

「風土記御用書出」には、

南ハ当郡高崎村境当村分糠塚と申所より

北ハ当郡鹽竈村境当村分台之上と申所迄

東ハ当郡留ケ谷村境当村分小沢原と申所より

西ハ当郡市川村境当村分堺田と申所迄

半部はほとんどが低湿地となっており、「風土記御用書出」には、 れもが島に擬えるような景観を呈していたということができる。 またかつて大臣宮が祀られていた丘も低湿地の中に点在しており、 村名になった、とあるが、浮嶋神社が建つ丘の外にも雀山、 島村は海で、多賀明神(浮嶋神社のこと)の社が立つ山が浮島でそれが 城市浮島保育所周辺に地名が残っている。堺田については不明である。 法性院の北側約一○○メートル付近が現在の市境である。小沢原は多賀 と四至を記している。 地形的にみると、浮島地区は、 台之上は、 高原の法性院境内の小名が台であることからその周辺か。 糠塚は高崎の化度寺の西側に地名が残っている。 市川地区と同様に北半部は丘陵部、 、後山、 館前 昔浮 南

地中深く埋没している基盤層(岩盤)は、大臣宮の丘陵から東側に向かっ

城南小学校付近では現地表より岩盤まで約一七メー

城南小学校周辺におけるボーリング調査によると、

現在の地面の下、

て急激に落ち込み、

よって海水面が上昇した縄文海進によるものと考えられる。であるが貝を多く含む砂層の堆積が見られた。縄文時代前期、温暖化に地点では、厚い土砂の堆積が見られ、その土砂や基盤層の上には部分的トル、その東側ではさらに深くなっている。この基盤層が深く落ち込む



浮島地区航空写真(西より) 昭和 40 年代

第二節 歴史的環境

である。その時期は、都が平城京(奈良市)から平安京に移る間のことである。その時期は、都が平城京(奈良市)から平安京に移る間回に対しては政府が大規模な軍事行動を起こした時期でもある。水入地国に対しては政府が大規模な軍事行動を起こした時期でもある。水入地国に対しては政府が大規模な軍事行動を起こした時期でもある。水入地国に対しては政府が大規模な軍事行動を起こした時期でもある。水入地区からは幾内系の活動が確認されるようになるのは八世紀の終わり頃である。

九世紀になると、多賀城の南面に建設された直線道路による方格地割九世紀になると、多賀城の南面に建設された直線道路による方格地割九世紀になると、多賀城の南面に建設された直線道路による方格地割九世紀になると、多賀城の南面に建設された直線道路による方格地割九世紀になると、多賀城の南面に建設された直線道路による方格地割

五九郷に及ぶ巨大な郷で、浮島もその一部であった。

見つかっている。 この時期の遺跡としては、浮嶋神社の南西に位置する館前遺跡がある。 この時期の遺跡としては、浮嶋神社の南西に位置する館前遺跡がある。 この時期の遺跡としては、浮嶋神社の南西に位置する館前遺跡がある。

蔵したものと考えられる。世紀中葉以降、一五世紀初頭以前に埋出土している。すべて中国銭で、一三出土している。すべて中国銭で、一三の館前の丘の東側約三○○メート



青磁花瓶

第四章 地名

る基本資料となっている(表1)。大字、小字がそれぞれ読み仮名を伴って書き出されており、字名に関すものもある。また明治九年の「陸前国宮城郡各村字調書」には、村名、でいるものがあり、小名とは表示されないが地名として表示されている浮島村の地名については、「風土記御用書出」に小名として表示され

ている。
ている。
ている。
でいる。
の研究には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれ
を変別(私家版)を著し、主な地名の由来等について紹介している。三塚
の研究には、安易な想像と見られる部分も含まれてはいるが、昭和八年
佐名遣いは現代語風に改め、句読点を補って、可能な限り原文を引用した。昭和四二年刊行の『多賀城町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村
た。昭和四二年刊行の『多賀城町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村
をの中には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれ
ている。
こ塚
でいる。
でいる。
でいる。
の研究には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれ
との中には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれ
との神には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれ
との神には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれ
との神には、現在では大きな地名の由来等について紹介している。
との神には、現在では大きな地名の由来等について紹介している。
との神には、現在では、現在では、
との神には、現在では、
との神には、現在では、
との神には、
との神には、

『町誌』の略称により記述する。書」、『多賀城村聚落の機構(地名の研究』は『研究』、『多賀城町誌』は(以下、「風土記御用書出」は「書出」、「陸前国宮城郡各村字調書」は「調

赤坂(あかさか)

後山 (うしろやま)

住宅地になっているが、それ以前は大小の沢によって起伏がある地域形となっており、小沢原はその北側に面した地区で、現在は造成されて小沢原(おざわはら)浮島地区とその南側の高崎地区の間は、谷状地

だった。「書出」に東の村境として記載

名つく。今土人之れを呼びて。黄金泉と曰ふ(「鹽松勝譜」)。 小蟹泉(※) 浮島村に在るなり。相伝ふ。泉下古へ小蟹多し。故に

沢前 (さわまえ)

有地の山に祀ったという。の三居稲荷は高原の旧家蜂谷家が所の三居稲荷は高原の旧家蜂谷家が所に小名として記載。浮嶋神社境内社

杉窪 (※)

社馬場(そでばば)※田屋場参照 台(だい)丘陵部にある法性院の 小名が台屋敷と記される(「書出」)。 小名が台屋敷と記される(「書出」)。

高平(たかひら)

等の地名があるから、昔多賀城時代晋屋場(たやば) 袖馬場、矢中浮島弾正の居館の跡(『研究』)。

宮前

難胡崎(なんこさき)

矢場や馬場があった所であろう(『研



表 1 浮島村小字

	風土記	御用書出	宮城郡各	戦後	
	小名	小名以外	村字調書	平义1交	
小沢原			0		
矢中			0		
袖馬場			0		
高平			0		
水入			0		
舘脇					
後山			0		
沢前			0		
赤坂			0		
宮前			0		
舘前			0		
谷地			0		
小沢原		0	0		
三居澤	0				
難胡崎	0				
糠塚		0			
台ノ上		0			
境田		0 0 0			
杉窪		0			
台		0			
宮堤		0			
高原				0	
西沢				0	

※は読み不明

矢 中 谷地 宮前

(やなか)※田屋場参照

(やち)

(みやまえ)

浮島神社の前(『研究』)。

宮堤

(※) 村鎮守多賀の神社の小名

(「書出」)。

西沢

*

水入 (みずいり)

にある多賀明神は浮嶋神社のことであるから、その周辺か。 「書出」 質城跡外郭東門・犬 畑 ZШÄ 五輪屋敷跡立 塩竈斎場 島原 3社口》。3省城政庁跡 石。 前 城前地区《 赤坂 浮島 多賀城碑』玉 外郭南門跡子 あやめ園 踏切 南築地塀跡 後山 田屋場 3前 高崎跨線橋 館 留 新市川橋 多賀神社口 館前遺跡 グラウンド 府多賀城駅][館脇]]]橋梁 市 95 東北歴史博物館 可南 高崎 - 丁目 / 講堂跡記 特別史跡 多賀城廃寺跡 城南小学校 1 ジ 高崎橋が | 適の池橋|| 500m S=1/10000 L

第2図 字名分布図

第五章 寺社仏閣

第一節 神社

一浮嶋神社

が村名になった、とある。島村)は海で、多賀明神(浮嶋神社のこと)の社が立つ山が浮島でそれの上にある。安永三年(一七七四)の「風土記御用書出」に、往古当村(浮海嶋神社は、浮島一丁目の北西部に位置し、低地に囲まれた小さな丘

の時期が古代に遡ることが明確な市内では稀有な存在である。鳥海三箇社に祓いを行わせる、という記事が「朝野群載」にあり、創建に注意すべき日を占うこと)の結果、延喜式外社の陸奥国浮島、塩竈、この神社については、延久六年(一○七四)に御体の御卜(天皇の体

しかし、浮島については歌枕の 地としてこの記事以降も多くの和 が、この神社が次に史料上で確認 が、この神社が次に史料上で確認 が、この神社が次に中料上で確認

いても法蓮寺や地元住民に対して一末社十四社之事」)。浮嶋明神について調査を行った(「塩竈宮仙台藩では鹽竈神社の末社一四社一一様二年(一六八九)一一月、一根二年(一六八九)一一月、



浮嶋神社

のようにした、というものであった。
多賀ノ明神」と崇め、祭日は九月一五日とするよう神託を承ったのでそていない。祭日は、近年は九月一五日。御宮は大破したため寛文六年て六六六)に一間四面に再興し、その時の御湧(湯立ち)で「二之宮の六六六)に一間四面に再興し、その回答は、浮嶋明神は塩釜大明神の末聞き取り調査を行っており、その回答は、浮嶋明神は塩釜大明神の末

地元ではそれに一つ一つ次のように回答している。 元禄五年八月、仙台藩は九項目の確認事項をもとに再度調査を行った。

いつ、誰がどこから遷したか。

1

- 【答】年久しく一切不明。申し伝えもない。
- (浮嶋明神は)二社か一社か。男神か女神か。

2

- 【答】一社。女神で一宮大明神(※鹽竈神社)の伯母の神と伝わっている。(デーロネル)「『イアーオアーオア
- 3 神体は。

になってしまった。
て風雨に当たり、御神体が朽ちてしまって御長六寸ほどの朽ち木のよう体のようであるのを五○年ほど前まで村の者は拝んでいた。御宮が退し体のようであるのを五○年ほど前まで村の者は拝んでいた。御宮が退し

- 4 神の名前は。
- よとの託宣があった。の円鏡が来て御湧(湯立ち)を行ったところ、二之宮多賀の明神と崇めの円鏡が来て御湧(湯立ち)を行ったところ、二之宮多賀の明神と崇めを村の者共が申し受け、一間四面の御宮を建立した。遷宮の時、法蓮寺【答】浮嶋之明神と伝えられてきたが、寛文六年に社地の杉の木一本
- 5 本地仏は。
- 【答】聞いていない。

6 祭礼、供物などは。

お供えは餅、赤飯、白身の生肴、酒は甘酒を上げている。今は九月一五日に祭礼、ご縁日は変わらず一日と一五日に参詣している。の時の御湧で毎年九月一五日に祭礼を行うべしとの託宣があったので、

7 別当ならびに禰宜、社人などは。

の将監という者だったが、寛永年中に潰れ、子孫もなくなった。【答】昔から別当はいないと伝わっている。社人は村の百姓で台屋敷

8 今は一社でも昔は両社なかったか。

「未社は。」

【答】ない。

9

名蹟志共に浮島神社を載して曰く。 津主命多賀崎にあり。 る所二座。 は、文政五年(一八二二) に一丘あり。 (一七七二)の「封内風土記」でも、多賀神社の説明の中で、「観蹟聞老志、 寛文六年の神託にあった「二之宮多賀ノ明神」と崇めることについて 当時はこのような認識が当時あったことを示している。安永元年 この社を指すか。」とある。 一は武甕槌命浮島にあり。故に古来浮島明神と称す。一は経 丘上に神祠あり。 両社を合して多賀神社と曰ふ。」、という記載があ の「鹽松勝譜」に多賀神社の説明として「祭 是浮島明神也。 多賀城東、 何神を祭るか詳らかなら 鹽竈西南。 (中略) 田上

そのような住民の認識はともかく、寛文六年にこの神社が多賀ノ明神と地元では浮嶋神社が多賀神社であったという言い伝えはなかったが、

にも村鎮守「多賀の神社」として記載されている。されたことは事実である。村からの正式な報告である「風土記御用書出

向きで、 衛と沢屋敷の善三郎で、この二人が別当であった。祭日は九月一五日と 年月は不明と記している。奥州に百座ある神社とは式内社のことである。 たもので、奥州一百座、 た内容となっている。 なっている。この「書出」の記すところは、すべて寛文六年の神託にあ 社地については竪九○間 「書出」には、 社の竪額は「多賀明神」となっている。地主は台屋敷の八郎 昔多賀城の城主が江州 当郡四座の内の一つと伝えられているが、その 横四○間、 社は南向きの一間作り、 (近江国) の多賀神社を勧請 鳥居も南

が収録されていて、この神社の具体的な姿をうかがうことができる。図」、「陸前国宮城郡浮嶋村浮嶋社平面之図」と題した五枚の絵図・図面圏録」があり、その中に「陸前国塩竃神社末社宮城郡浮嶋村村社字舩ヶ宮録」があり、その中に「陸前国塩竃神社末社宮城郡浮嶋村村社字舩ヶヶ代になってからのものではあるが、鹽竈神社に「鹽竈神社摂社末社

ある。

ころに朱の鳥居、その次に白木の鳥居があり、その奥に流造りの神殿がころに朱の鳥居、その次に白木の鳥居があり、その登り口と登り切ったとかれている。麓から境内に至る石段があり、その登り口と登り切ったと「景色図」には水田の中のやや小高い丘の上に鎮座する浮島神社が描

卜 張 尺九寸/拝間 枚の「平面ノ図」には神殿の平面図と、 「平面ノ図」には神殿の正面図、「妻ノ図」には側面図が描かれ、 五坪 側面が七尺八寸、 一合/天井 四尺/高サ石上際ヨリ桁上際マテ八尺九寸/屋根 軒の出は六寸八トとの注記がある。 通縁」 との記載があり、 「桁行 屋根は正面が九尺二寸 五尺九寸/妻間 杉板 もう 五. 四

「浮嶋社平面之図」には、

境内地総坪六百六十五坪

内

平地六十二坪五

石階二坪五

Щ

林六百坪

蕪地となっていた。 との記載があり、その北側は、明治八年二月の時点で三百二十八坪の荒

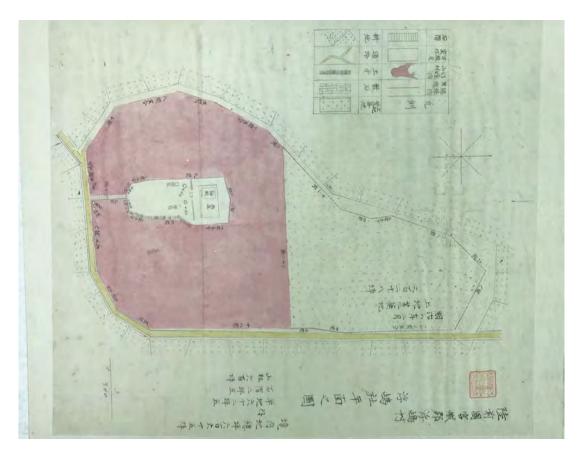
人々の間に伝えられてきた名称が失われることはなかったようである。島村に続けて浮嶋神社と表記されているように(初編巻之一)、地元の消されてしまった訳ではなく、一九世紀初頭の「奥州名所図会」には浮又ウキ島明神と称す(巻之八ノ一)」とあるように、浮嶋神社の名が抹は明確ではないが、「鹽松勝譜」には「丘上の神祠是れを多賀神祠と為す。浮嶋神社から変更された多賀の神社という社名がいつまで続いたのか浮嶋神社から変更された多賀の神社という社名がいつまで続いたのか

れている。 村の住民によって作成された「多賀城古趾の図」では浮島神社と記載さ浮島神社は正式には多賀神社であった。明治二二年(一八八九)、市川村/式内/一多賀神社/但神主塩釜社袮宜志賀信濃前々出ス」とあり、村/式内/一多賀神社/但神主塩釜社袮宜志賀信濃前々出ス」とあり、しかし一方では、明治四年(一八七一)に仙台藩内の神社を書出したしかし一方では、明治四年(一八七一)に仙台藩内の神社を書出した

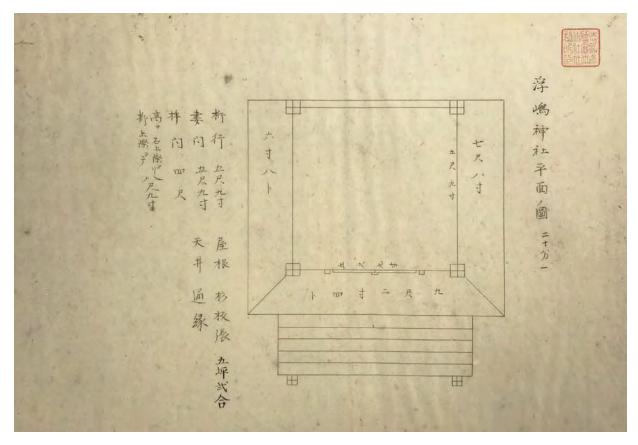
造を行って屋根を銅板に葺替えて面目を一新し、今日に至っている。拝殿の改修と境内の整備を行い、昭和五九年には本殿、幣殿、拝殿の修浮嶋神社は、皇紀二千六百年となる昭和一五年(一九四〇)に本殿と



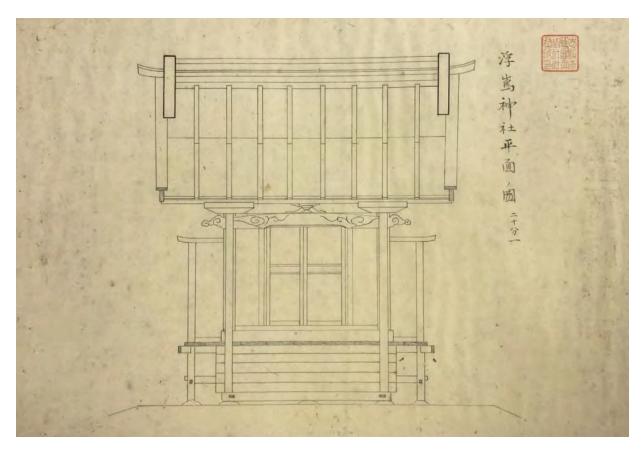
陸前國塩竃神社末社宮城郡浮嶋村村社字舩形鎮座浮嶋神社景色圖(鹽竃神社蔵



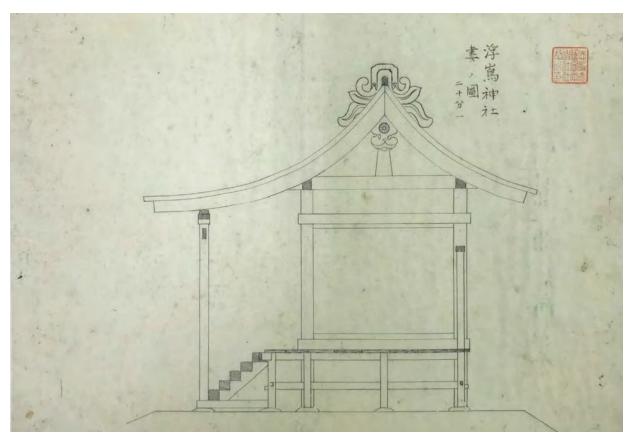
陸前國宮城郡浮嶋村浮嶋社平面之圖(鹽竈神社蔵)



浮嶋神社平面ノ圖 (鹽竈神社蔵)



浮嶌神社平面ノ圖 (鹽竈神社蔵)



浮嶌神社妻ノ圖(鹽竈神社蔵)

があり、 社の一 内風土記」に 日は三月一八日であった。 の記載がある。「書上」には、 臣 まで陸奥出羽按察使に任じられたことで陸奥国に関わった人である。 の第一二皇子で、臣籍に下り、貞観六年 左大臣であった融に因んだ名称であろう。安永元年(一七七二) 月などはわからないが、淳和天皇の子河原左大臣融公を奉祭し、 (一七七四) 大臣宮は鹽 (おとど)とは貴人、大臣、 の預かりとなっているため別当はいなかったという記載もある。 四末社の一つと記している。 村の土地であるため地主はなく、 0) 「大臣社 竈 「風土記御用書上」には、 神 :社の末社で源融を祀る神社である。 傳云鹽竈一宮末社。 社は西向きの二尺作りで、 公卿などの敬称であり、大臣宮は従 源融は、 (八六四)から同一一年 (八六九) 誰が勧請したか、またその年 鹽竈神社の社家藤塚式部 淳和天皇ではなく嵯峨天皇 而所祭源融大臣也。」 西向きの鳥居 安永三年 の 鹽竈神 位 封 知 大 と 祭

平面之図」、 基立つ風景が描かれている。 その後方に垣を巡らした石碑が 神社妻ノ図」 社宮城郡浮嶋村鎮座大臣神社景色 臣宮に関わる さな丘の上に鳥居と神殿が描かれ、 「鹽竈神社摂社末社図録」には大 「陸前国宮城郡浮嶋村大臣社 「景色図」 「大臣社正面図」 の四枚が収録されて 「陸前国塩竃神社末 には水田の中の小 「大臣



大臣宮

描かれた神殿は木造と見られ、 屋根 の上に鎮座した状態で描かれ、「行(※桁ヵ)間外ニテ 一尺二寸/妻 神殿とは異なっている。 南北五間の社地、社地の中央には神殿、 景色図」は 「大臣社平面之図」には道路から延びる長さ一二間の参道と、東西六間 大臣神社正面図」 尺/高サ屋根ヨリ壇マテー尺七寸/屋根 石」とあるが、全体が木造建築ではなく石作りの社と見られる。 「陸前国」 には小祠が長さ(幅) の記載から明治以降のものであろうが、そこに 「大臣神社正面図」に描かれた石作りの 北東隅には石祠が描かれている。 約八○センチメートルの 石」との注記がある。

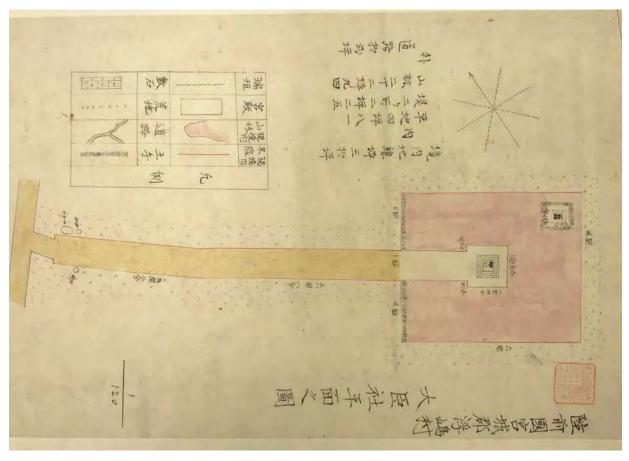
間

神事」、「神主/藤塚知明」と記された石祠が祀られている。 社に合祀されて、 が浮嶋神社に合祀されたのは明治四一年のことで(本郷 人で、 は刻まれていないが、藤塚知明(一七三八~一八○○)は鹽竈神社の社 ころにある。」との記載がある(註)(多賀城町誌編纂委員会 現在浮嶋神社境内に「大臣宮」 にも「明治四十一年頃まで石のお宮があったそうだが、今は浮嶋 安永三年当時大臣宮は知明の預かりであった(「書出」)。 礎石だけが東北本線と市川道路の交叉点の踏切りのと 一座合祀」、「一宮十四末社/三月十八日 一九七三)、『町 一九六七)。 石祠に年代 大臣宮

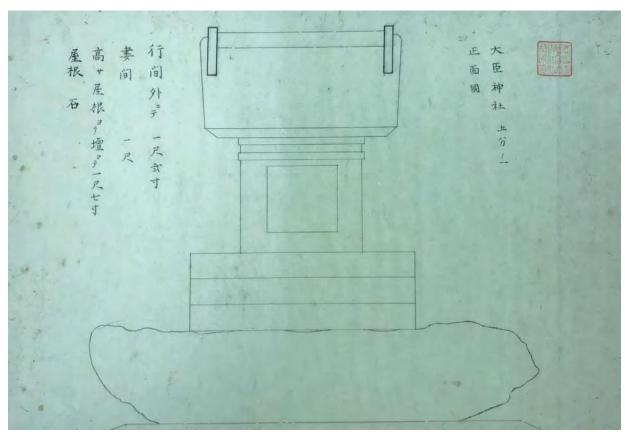
註 ような成果は得られなかった。 が陸奥出羽按察使であった時期を含むものであるが、 かつて大臣宮が祀られていた丘は、 に匹敵する大規模な掘立柱建物を発見し、 その終了後に削平されて住宅地になった。 昭和五八年に宅地造成計画に伴う発掘調査が その年代は九世紀後半頃で、 発掘調査では多賀城城内の官衙 、それ以外に融との関係を示す



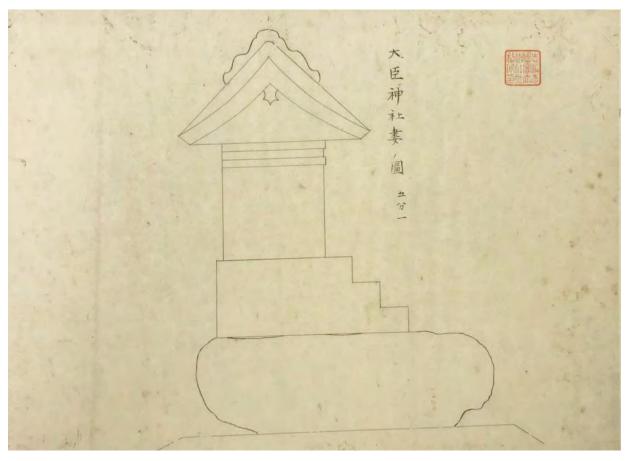
陸前國塩竃神社末社宮城郡浮嶋村鎮座大臣神社景色圖(鹽竈神社蔵)



陸前國宮城郡浮嶋村大臣社平面之圖(鹽竈神社蔵)



大臣神社正面圖 (鹽竈神社蔵)



大臣神社妻ノ圖 (鹽竈神社蔵)

第二節 仏閣·寺院

勢至堂

仏閣

のことであろう。
に「仏宇一。観音堂。不詳何時創建」と記載されているのはこの勢至堂に「仏宇一。観音堂。不詳何時創建」と記載されているのはこの勢至堂の勢至堂山にあったという(「鹽松勝譜(巻之八之一)」)。「封内風土記」勢至堂は、浮島字高原の法性院境内にある仏閣である。もとは市川村

閣浮檀金(えんぶだごん)とは、 国済神の南方「閻浮堤」という大 をの中で最も高貴とされる(中村 一九八一)。本尊はこの金で作ら 一九八一)。本尊はこの金で作ら れたものだという。「鹽松勝譜」の 中に「堂中勢至像あり。相伝ふ。 中に「堂中勢至像あり。相伝ふ。



勢至堂

この本尊は盗難にあって今はなく、牷荅和尚筆の横額も現在あるのはとあり、閻浮檀金仏立像が勢至菩薩像であると記している。

後世のものだという(多賀城町誌編纂委員会 一九六七)。

二寺院

法性院

島山。 法性院は、浮島字高原の丘陵部にある曹洞宗の寺院である。山法性院は、浮島字高原の丘陵部にある曹洞宗の寺院である。山

た。「境内景地之事」として、東は の円通山龍川院が本山で、末寺はないが、寺の中の勢至堂の別当であっの円通山龍川院が本山で、末寺はないが、寺の中の勢至堂の別当であっで竪二間半、横二間、南向きの門があり、本尊は魚籃観音の木仏立像でで竪二間半、横二間、南向きの門があり、本尊は魚籃観音の木仏立像で「風土記御用書出」には、台屋敷というところにあり、仏殿は南向き

奏浜、松ケ浜、菖蒲田浜あたりまで、 南は蒲生、新浜、名取、伊具、宇多、 可は蒲生、新浜、名取、伊具、宇多、 一旦理、相馬領まで、西は名取、柴田、 四田、国分の山々を残らず見渡す ことができ、北は黒川郡大谷番が ことができ、北は黒川郡大谷番が ことができ、北は黒川郡大谷番が ことができ、北は黒川郡大谷番が ことができ、北は黒川郡大谷番が ことができ、北は黒川郡大谷番が ことができ、北は黒川郡大谷番が ことができ、北は黒川郡大谷番が たる。このことは、「鹽松勝 記している。このことは、「鹽松勝 で、西は党ナリ。」と同様の記載がある が生境ナリ。」と同様の記載がある を入入之一)。



法性院

ら六世 を提出しており、「開山より当住迄歴代之道号実名之事」として中興か 法性院については、 (当住) まで書出している。 村の 「書出」とは別に住職の源道が寺の 「書出」

中興 武山芸大

三世 二世 珊瓏吝台 悠秀徹定

四世 石雲換龍

五世 蘆峯蘇迷

六世 至契源道(当住)

る。 らに南宮村の慈雲寺の開山でもあった武山が死去した日とも同一であ る可能性がある。 に六世源道が建立したものであることから、事実関係に混乱が生じてい が、この日は、 中興の武山俊芸は、 武山の墓標は、「風土記御用書出」が作成された安永三年(一七七四) 寺の「書出」によれば武山が寺を中興した日であり、 墓標では没年が寛文四年二月一九日となっている さ

歳で死去したという。勢至菩薩とは勢至堂の本尊かと考えられる。 僧であったが、 墓標もある。准七世の教禅智聞上座は出羽国東根の出身で、 住職墓地には七世 勢至菩薩を信心したことから当寺に二一年間住み、 祖戒弁道、 准七世 教禅智聞、 八世 浄土真宗の 玄眞鶴道の 七四

> 陸 前 玉 宮 城 郡 浮 嶋 村

舊境内反別 弐反四] 畝拾 \equiv 歩

法

性

院

壱 歩

> 荒 蕪

> 地

壱 畝 歩 道 路 ヲ除 ク

反別六畝拾亭 反別壱反弐拾号 別 七 畝 四 兀 八 歩 歩 共有墓地 現 境 内

前

非 墓 地 堂 荒 蕪 地 荒 蕪 地 - 日間五歩 南

宮城県公文書館所蔵の複製をトレース

第3図 社寺境内区画図(浮島村法性院)

第六章 石造物

凡例

- 1 世・近代の供養碑一六基、石燈籠や鳥居等七基、墓標三二基などにつ いて調査成果を収録した。 本章には、 中世の供養碑である板碑二基、 庚申塔をはじめとする近
- 2 供養碑は、 近世と同じ様式が続いているため、昭和期まで調査の対
- 象とした。 図版中の表示は、 「図版番号・所在地・(登録番号)」である。

3

番号である。

- 4 供養碑の登録番号は「多賀城市の歴史遺産」調査開始時からの連続
- 5 き八分の一に統一し、 図版は拓本、図版内釈文、写真で構成した。拓本の縮尺は一部を除 図版内釈文では可能な限り実際の文字に近い

が一基ある。

れらの後方に近世の供養塔(庚申塔

の後方 (東側)

には顕彰碑が二基、

6 釈文は原則として常用漢字を使用した。

もので示した。

- 7 種子は仏・菩薩名の下に、片仮名で()内に記した。
- 8 欠損や摩耗等により判読できない箇所については、文字数に応じて

□または

で示した。

9 肉眼観察による。 石材については、 東北大学総合学術博物館協力研究員永広昌之氏の

分布と概要

したものかと見られる。大臣宮の小祠 には手水鉢があり、 ている。 荷神社と大臣宮が境内社として祀られ の西側には八幡神社、 しい石燈籠がそれぞれ一対ある。 石燈籠と、それより社殿側に狛犬と新 浮嶋神社 石段を昇り切ったところに一対の 八幡神社と大臣宮の小祠の前 丘のふもとに石鳥居があ 合祀とともに移転 東側には三居稲 参道

中世の板碑が一基ある。 戸時代の墓地がある。二一基の墓標と 部付近の雑木が生い茂ったところに江 は大部分が畑地となっているが、西端 後山 二軒の民家がある小丘の西側

の丁字路に面した南東の宅地内に、 個人で造立した山神塔が一基ある。 高原 市道新田浮島線と史跡連絡線 板

小沢原

碑が一基、

出羽三山塔が一基ある。

西沢A

市道新田浮島線から北側の坂道に面した宅地内にあり、

Щ



浮嶋神社



西沢A

務所

....//。館前遺跡

S=1/10000 🗀

塔と名号塔が祀られている。

西沢B にあり、 市道新田浮島線から北側の坂道に面した宅地内(西沢Aの北 馬頭観音塔が二基祀られている。

菩薩を半肉彫りした供養塔が一基祀られている。 西沢C 法性院の西側の住宅地の間に、通称オバガミサマと呼ばれる

職等の墓地がある。 法性院 境内に名号塔、 山門の入口には地蔵菩薩坐像がある。 巡拝塔、 寒念仏塔があり、本堂の裏手には住

市川地区との境界付近に庚申塔がある。

500m

第4図 浮島地区石造物分布図

丁歐

●小沢原



沢前



西沢B



法性院



西沢C

第一節 板碑

1

旧浮島村地域では、二基の板碑を確認した。

解説 いずれも無紀年である。

ン」が碑の上部中央に刻まれている。 「ア」が碑の上部中央に刻まれている。 M2は金剛界大日如来を主尊とし、種子「バ No.1は胎蔵界大日如来を主尊とし、 種子

1 高原(№1240)

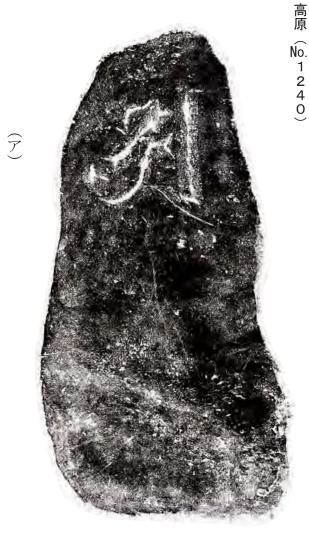
7

2 後山(№1263)

バン





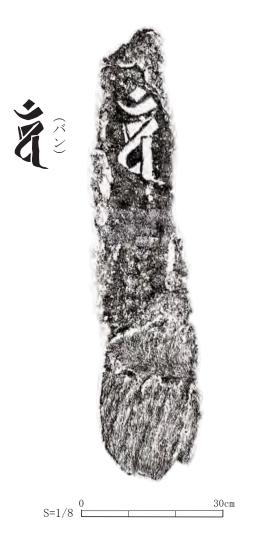




S=1/8 D 30cm







第二節 近世・近代の供養塔

一 庚申塔

庚申供養に関わる塔が二基ある。

Na 3は寛文一一年(一六七一)造立の庚申供養塔で、九月一二日はこれの年五回目の庚申の日に当たる。浮島村の住人一一人によって造立されたもので、市内では南宮庚申神社の明暦四年(一六五八)の塔、高崎念 として (一六十二) 造立の庚申供養塔で、九月一二日はこ

№11は文化三年(一八〇六)造立の庚申供養塔で、正月一二日はこの №11は文化三年(一八〇六)造立の庚申供養塔で、正月一二日はこの ※11は文化三年(一八〇六)造立の庚申供養塔で、正月一二日はこの ※11は文化三年(一八〇六)造立の庚申供養塔で、正月一二日はこの

自然神信仰の塔

山神を祀った塔が二基ある。

は明治二五年(一八九二)に個人で造立された山神塔である。 №6は文化三年(一八○六)に女講中によって造立されたもの、№12

三 馬の守護神の塔

馬頭観世音を祀ったものが二基ある (M8·9)。いずれも個人の宅地

(一九一四)と二つの年次を刻んでいる。二頭の馬の供養塔と考えられる。内で祀られているものである。№9は大正二年(一九一三)、大正三年

山岳信仰の塔

四

出羽三山信仰に関わるものが一基ある。

が執り行われた。 夏峰にお山懸け(入峰)を行う代参の者を送り、 の記念として造立されたものと考えられる。平成二四年三月の東日本大 無病息災などを祈願したのであり、 小鶴村(仙台市宮城野区岩切)の羽山神社が、天保一四年(一八四三) れている。 震災の折倒伏したが、 に鞘堂を再建した時の別当であった。村中として名を連ねた講の集団は によって造立されたもので、 に湯殿山、その左右に月山、 本地仏である胎蔵界大日如来を表す種子「アーンク」が刻まれ、 M.5は嘉永四年(一八五一)の出羽三山塔である。中央に、 導師は阿闍梨永仙と記されている。 同二六年に鶴岡市手向の導師によって復旧の供養 世話人九名とその外一〇名の男性名が記さ 羽黒山の名が記されている。浮島村の村中 この塔は入峰修行の安全と無事終了 永仙は当山派の修験で 五穀豊穣、 村内安全、 湯殿山 その下

五名号塔

名号塔が三基ある。

れも八月であり、秋の彼岸供養で造立されたものであろう。苗字ではなくそれぞれの村の名と考えられる。三基とも建立の月がいずる造立である。№17は与五郎の上の「中野」、久蔵の上の「高崎」は、№14は施主が孝子と見られることから個人、№7・17は男性集団によ

六 巡拝塔

六十六部の廻国に関わる供養塔が一基ある。

№16は中央に「奉造立日本廻国六十六部千人一宿供養塔」と記されて ※16は中央に「奉造立日本廻国六十六部千人一宿供養塔」と記されて ※17年 ※18年 ※19(小嶋 二〇〇四)、その数が一定数に達した時に造立されるとい ※19年 ※1

のであろう。ており、知明は寛政一二年(一八〇〇)に没しているので、その間のも

像容は明確ではないが、両手で蓮華を持つ姿が確認できる。 №10は舟形状の光背に聖観音菩薩立像が半肉彫りされたものである。

性院九世忠悟である。
地図 18は地蔵菩薩坐像である。
大正一五年(一九二六)、法性院檀徒の
地図 18は地蔵菩薩坐像である。大正一五年(一九二六)、法性院檀徒の
地図 18は地蔵菩薩坐像である。大正一五年(一九二六)、法性院檀徒の
なの 18は地蔵菩薩坐像である。

七 その他仏教関係の塔

あり、「為無縁」の文字から、無縁仏供養を目的とした寒念仏と考えられる。ことで、一年で最も寒い時期に、その修行を三年行ったことの供養塔では、苦に堪えて、鉦をたたき、念仏を唱えながら歩く修行とされているび、苦に堪えて、鉦をたたき、念仏を唱えながら歩く修行とされているが、当には寒念仏塔である。寒念仏とは、寒中三○日の間、毎夜寒冷を忍

釈文

3 浮嶋神社(№1243)

文拾一年 浮嶋村

孝主

奉 伸辛供養石塔一体也

 \bigcirc

九月十二日 拾一人

八 その他

された安永三年(一七七四)当時大臣宮は知明の管理するところとなっの神官である。この石祠に紀年銘はないが、「風土記御用書出」が作成臣宮が鹽竈神社(一宮)の一四末社の一つということで、三月一八日は臣宮が鹽竈神社(一宮)の一四末社の一つということで、三月一八日は水上宮の祭日である。左側面に記された「神主/藤塚知明」は鹽竈神社である。正面に「大神宮二座合祀」とあるが、二

4 浮嶋神社(№1256)

(右側面)一宮十四末社

三月十八日神事

(左側面) 神主

藤塚知明

			嘉永四亥年八月八日			羽黒山			(バアーンク) 湯殿山			月山							5 高原(No.1241)
	辻本屋	石工	八月八日	八郎	勘右衛門	久 吉	源吉	金次郎	幸右衛門	清右衛門	源太郎	喜三郎	世話人	当村中	阿闍梨永仙	導師			
	辻本屋七兵衛						惣 七	久兵衛		物	久		源左衛門	太郎兵衛	栄治郎	庄太郎			
馬頭観世音	明治十五年七月廿四日	8 西沢B(№1214)		左ハ志をかま道	(左側面)		八月吉日		○南無阿弥陀仏		文化七午天	長五郎	(正面)	7 西沢A(№1212)		正月十二日	山神	文化三寅 女講中	6 西沢A(№1211)
	日日	1 4					三五郎	曽□左	太助	又□	十 五 □	却		1 2				T	1 1)

願主

9 西沢B(№1215)	13 法性院(10.1234)
大正二年四月	奉請一字一石一礼寿命経
馬頭観世音	
大正三年六月	14 法性院(№1262)
	享保十三戊申年
10 西沢C(No.1242)	施
[] 定 □	○南無阿弥陀仏
(地蔵菩薩立像)	敬□
	八月二十日
11 沢前(No.1218)	15 法性院(№1228)
文化三寅正月十二日	寬保元酉年
日天(瑞雲)	塔立
庚申	○奉三年寒念仏為無縁
月天(瑞雲)	四月上五日供養
右七ヶ浜左塩釜	施主
講中九人	
	16 法性院(№1229)
12 小沢原(№1216)	天下泰平 享保十八丑歳 奥州宮城郡浮嶋村
明治二十五年	奉造立日本廻国六十六部千人一宿供養塔八郎菩提(請花)
山神	国土安全 十一月吉日 施主 勘右衛門
加藤権吉	同一伊之助
旧九月廿八日	

鈴木こと	指道守者	志賀大治郎	佐藤庄五郎	発起者	地蔵尊安置	念仏講員	法性院檀徒		講中	念仏	(正面)	18 法性院(№1236)			高崎 久蔵	中野 与五郎	吉蔵	八月吉日 仁三郎	南無阿弥陀仏	茂平治	安永二癸巳天 吉左衛門	長四郎	17 法性院(№1230)
岡野とく	蜂谷しつ	佐藤きく	佐藤すめ	伊藤はるい	石森きみ	阿部たみ	加藤まつよ	志賀まつの	蜂谷きよの	(左側面)	加藤しん	加藤ふみ	蜂谷みつ	伊藤はつ	蜂谷しろ	佐藤よね	志賀くに	志賀その	蜂谷とよ	佐藤さく	加藤みゑ	伊藤まん	講頭
石工 佐々木経三郎	仙台市東九番丁	大正十五年旧二月廿四日建立	九世	法性院 忠悟代	金十円 蜂谷やゑ	当区	金五円 長井勇助	金十円 大友はる	塩釜	蜂谷源太郎	円 蜂谷虎次郎	拾 蜂谷與助	五 佐藤蔵之助	金 加藤壽三郎	寄附者	(右側面)	阿部ひさ	阿部きん	小畑つる	鈴木とめ	尾口うん	信仰者	

3 浮嶋神社(№1243) 寛文一一年(一六七一)

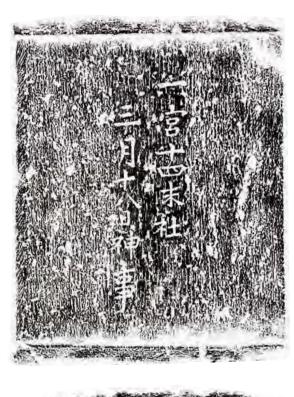




(正面)



大臣宮二座合祀

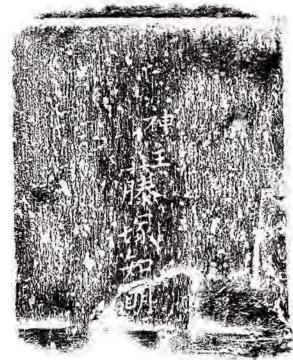


(左側面) 神 主 藤塚知明

(右側面)

一宮十四末社

三月十八日神事

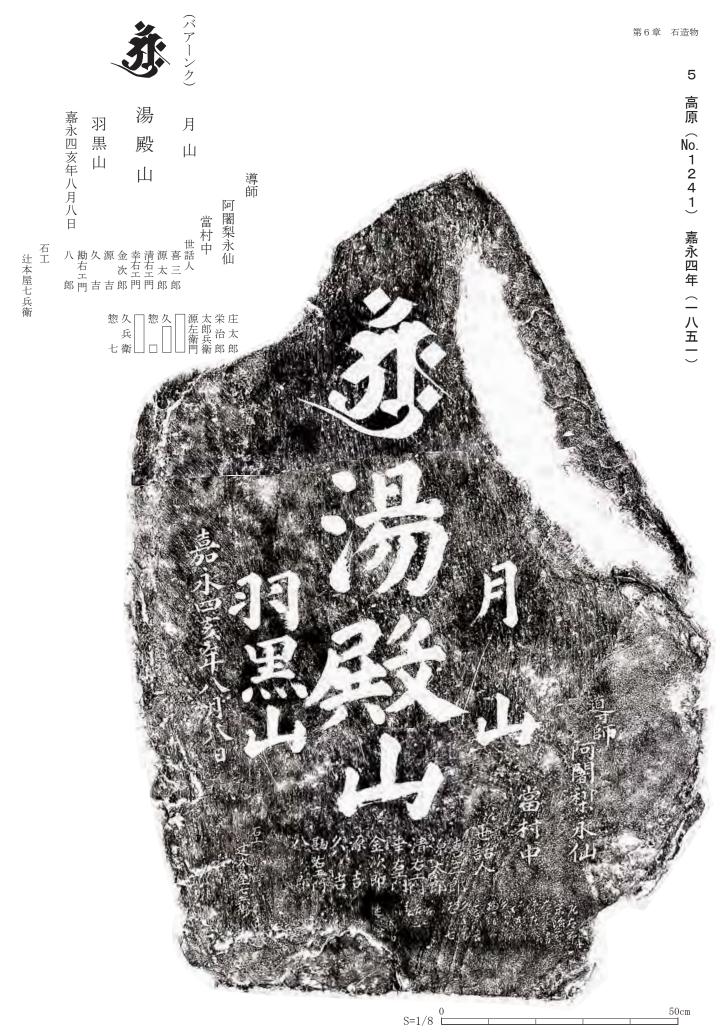


S=1/8 = 30cm















正月十二日 文化三寅 女講中 第一 S=1/8 0 30cm











馬 頭 観 世 音 原主 音 を藤栄助

S=1/8 0 30cm







馬 大正二年四月 頭 顴 世 音 30cm S=1/8 D





地蔵菩薩立像) 天八月十日

大正三年六月



西沢C(No.1242)

10

9

西沢B

No. 1 2 1 5)

大正二・三年 (一九一三・一九一四)

11 沢前 No. 1 2 1 8) 文化三年(一八〇六)

月天 (瑞雲) 日天 (瑞雲) 庚 右七ヶ濱を塩釜

講中九人

文化三寅正月十二日 申











Щ 明治二十五年 旧九月廿八日 神 加藤權吉



S=1/8 =



奉請一字一石一禮壽命経 S=1/8 0 30cm

法性院 No. 1 2 3 4

小沢原

No. 1 2 1 6)

明治二五年(一八九二)







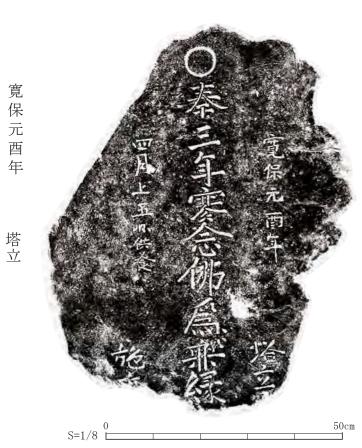
15 法性院 (No.1228) 寛保

) 寛保元年(一七四一)

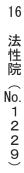
四月上五日供養施主

〇奉三年寒念佛爲

無縁









天下泰平 享保十八丑歳奥刘宮城郡浮嶋村

奉造立日本廻國六十六部千人一宿供羪塔八郎菩提 (請花)

國土安全

月吉

日

同 施 主

伊之 助右衛門









(左側面)

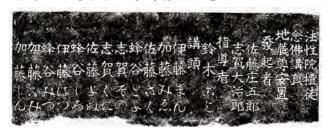
面

(正面)

講中 念佛



加加蜂伊蜂佐志志蜂佐加伊講 鈴 遊蔵佛性 養藤 谷藤 賀賀 谷藤 藤藤 明本者 安員 世 とさみま こ 治五 置 後 郎郎



阿阿小鈴尾仰 部部畑木口者 ひきつとう さんるめん

岡蜂佐佐伊石阿加志賀 野谷藤藤は きしき としく かいみみよのの



全用蜂谷や 金用・大友は 塩子・サラは 九 法性院 圓拾五金 悟 B

代ゑ助る

大正十五年旧二月廿四日建立 石工 佐々木經三郎 仙臺市東九番丁

50cm S=1/8 D









る。 いる。 る。 第三節 もので、奉納者名はそれぞれの下の台座に、 祀した時の奏社宮社掌である。 めた人で、明治四四年に日吉神社外四社を合 る。 佐藤氏が世話人となって奉納されたものであ に蜂谷與助と鈴木きくよによって奉納された 記された武本時保は、 者は蜂谷與助である。 (一八七八) に女性四名が願主となり、 奉納」の文字は一字ずつ上の台座に刻んで №22・23は一対の狛犬である。昭和一九年 №21は石鳥居の柱に刻まれた銘文で、奉納 No. No. 25 は 慶応四年に松本成章が奉納したものであ 19 20は同文を刻んだ一対の常夜燈であ 常夜燈である。 石燈籠・石鳥居・狛犬 一時奏社宮の宮司を務 東側の柱に取次社掌と 明 治 蜂谷· 年 19 20 釈文 23 22 21 (北側) (下台座) (上台座) 東 (西側) (上台座) 西 (東側) (下台座) 鈴木きくよ (南側) 浮嶋神社 浮嶋神社 浮嶋神社 奉納 明治三十七年四月十五日 松本要人藤原成章 心願成就 慶応四辰歳三月吉日 奉納御廣前 浮嶋神社 (N.1246·1247) 納 奉 昭和十九年 旧九月十五日 蜂谷與助 (No. 1 2 5 4) 浮島 (No. 1 2 5 3) (№1255) 取次社掌 蜂谷與助 武本時保 石工 志賀清弥 25 奉納 24 石工 昭和十五年四月 明治十一年旧九月廿三年 当村世話人 (北側) (東側) 在満記念 (南側 (西側) 加藤勇一 法性院 浮嶋神社(No.1257) 丹野嘉右衛門 願主 (No. 1 2 3 2) 蜂谷忠吉 おせん 佐藤金治郎







浮嶋神社



蜂谷與助

旧九月十五日

昭和十九年

(下台座)

奉

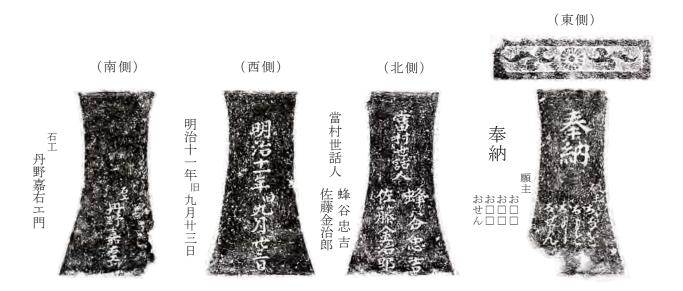
(上台座)

加藤勇一 昭和十五年四月









第四節 沿革碑

たことを記したものである。本郷馨は柏木神社の宮司。年となる昭和一五年(一九四〇)に本殿と拝殿の改修と境内の整備を行っ浮嶋神社境内に昭神徳碑と修造之記碑がある。昭神徳碑は皇紀二千六百

得られたとしている。替えを記したもので、その費用は合祀した大臣宮の旧社地の売却によって替えを記したもので、その費用は合祀した大臣宮の旧社地の売却によって修造之記碑は、昭和五九年に本殿、幣殿、拝殿の修造と、屋根の銅板葺

浮嶋神社(No.1244)

26

神

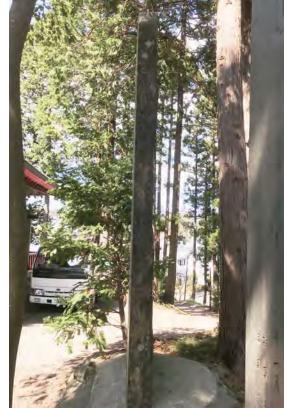
徳

昭

石工 志賀清彌 社掌 菅野亦左衛門皇紀二千六百歳四月十五日 本郷 馨謹撰弁書

新宮爾朝日刺添邊浮島能神廼御稜威毛彌萬左里計梨





浮嶋神社(№1245)

27

深島神社は多賀城繁盛の頃の創建と伝え平安時代の延久 六年鹽竈鳥海社と共に朝廷から深く崇敬され承保年間に 国守も詣でた歌も残る名社である 以来朝野敬って奉祭 只管勤めてきて昭和十三年氏子敬神者新社殿を奉建して から星霜を重ね屋根等に聊か朽損をみた 折柄貞観六年 恒宮を当神域に敬って合祀してからその旧社地休閑となったので売却その資金で本殿幣殿拝殿の修造並び屋根を 相板で葺き替えて営しなえに神鎮まりますことを庶幾つ て氏子一同協議を重ねて総経費金五百拾貳万円で昭和五 十九年八月廿日着工同年十月丗日竣工一層の後尊厳に皆 々等しく欣悦したこれ偏に氏子一同の崇神の念に依るも のである 茲に経過を録し心意を讃え永く後世に伝える

之

造

修

記



昭和五十九年甲子十一月吉日

宮司管野正一



第五節 墓標

法性院の住職の墓地に九基の墓標がある。 開山、 五世、六世、七世、

准七世、八世の墓標は無縫塔である。 №30は開山の墓標であるが、その没後一一一年目の安永三年(一七

は示寂の日の記載がない。 七四)に六世源道が建立したものである。六世源道と七世弁道について

とあるが、「霊位」などと同じ下文字(置字)と呼ばれるものである。 在祀っている家はないが、佐藤氏所有地内にあり、最も古い紀年銘をも 後山と呼ばれる低丘陵の南斜面に二一基の墓標が立つ墓地がある。現 №36は俗名林六之進の墓標である。信士という位号に続けて「不生位」

られる。最も新しいものは寛政四年(一七九二)のものである。 俗名と並んで佐藤の苗字が記されていることから佐藤家の旧墓地と考え つ寛文六年(一六六六)のものと、元禄一一年(一六九八)のものに、

> 30 法性院住職墓地 (No. 1 2 2 0)

(オモテ面)

寛文四甲辰天

開山大和尚禅師

二月十九支

(ウラ面)

安永三甲午八月源道立焉

今年迄百十一年成

31 法性院住職墓地(№1219)

(オモテ面)

当院五世蘆峯□□和尚

(ウラ面)

明和三丙戌十月廿九日

釈文

28 法性院 (No. 1 2 3 9)

享保十三天

32

法性院住職墓地

(No. 1 2 2 6)

法性六世至契源道和

(地蔵菩薩立像)

二月八日

法性院 (No. 1 2 3 1)

29

文政□年

(地蔵菩薩立像)

33 法性院住職墓地(№1222)

(オモテ面)

准七世 弘化四丁未年

鑑住中興教禅智聞上座

十一月廿日寂

(ウラ面)

智聞者羽州東根之産也

守勢至菩薩因信心当寺者浄土真宗五位上之僧鎮

住二十一年頗興補開山武山

大和尚以来雖別宗檀中

□依故遂七十四歳当山

一小彩女

34 法性院住職墓地(№1227)

前総持当山七世祖戒弁道大和尚禅

35 法性院住職墓地 (№1225)

(オモテ面)

前永平当院八世玄真鶴道大和尚禅

(ウラ面)

明治四十年旧九月十六日示寂

36 法性院住職墓地 (M.1221)

林六之進信長

天明四辰年六十四歳

(ア) 白浄知心信士不生位

七月初八日

37 法性院住職墓地(№1223)

明治七戊年

〇 離現禅童子

七月十二日

38 法性院住職墓地(№1224)

(オモテ面)

茂榮天與比丘尼

(右側面)

明治三十二季己亥旧九月

九日没尼者本郡八幡村江

口深吉之二女而仏門帰依

院□護十余年□而茲葬 秀永記

三宝尊□薙髪方袍円項当

(左側面)

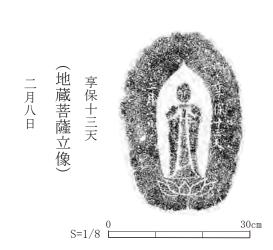
慈雲寺秀永



法性院(No.1231)

文政











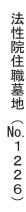
(オモテ面) 法性院 開山大和尚禅師 No. 1 2 2 0) 二月十九支 寛文四甲辰天 安政三年(一七七四) (ウラ面) 安永三甲八月源道立焉 今年迠百十一年成 S=1/8 _____ 30cm 31 (オモテ面) 法性院(No.1219) 當院五世蘆峯□□和尚 明和三年(一七六六) (ウラ面) 明和三成十月廿九日

S=1/8 _____

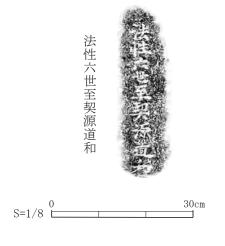
法性院住職墓地

弘化四年(一八四七)

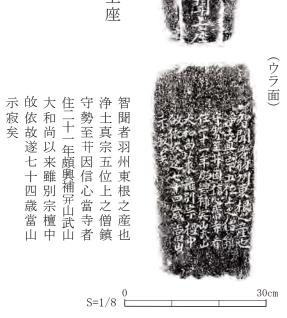
(オモテ面)







准七世 住中興教禪智聞上座 十一月十日寂 弘化四丁未年







34 法性院住職墓地(No.1227)

35

法性院住職墓地

No. 1 2 2 5)

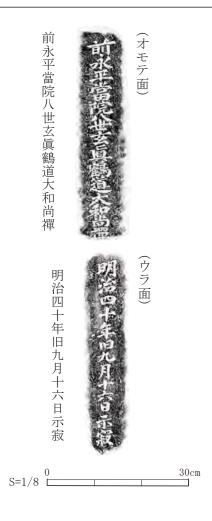
明治四〇年(一九〇七)

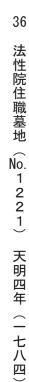
















我 白浄知心信士不生位 天明四辰年六十四歳

七月初八日







○離現禪童子明治七戊年



37 法性院住職墓地(No.1223) 明治七年(一八七四)

法性院住職墓地 No. 1 2 2 4) 明治三二年(一八九九)

38







天與比 丘 尼 (請花)

茂榮

30cm S=1/8 D





秀永記

(左側面)















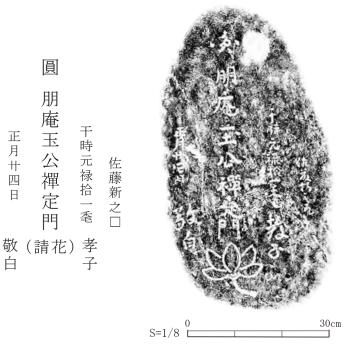




正月十四日







69



53 後山 (N.1278) 天明三年 (一七八三)





57 56 55 54 \bigcirc 春涼妙安信士 \bigcirc □月二十一日 後山 (№1282) 大道了安信士 (請花) 後山(№1281) 機外伝心信士 (請花) 後山(№1280) 桐雲妙光 後山(№1279) 寛政四子年 天明四年 七月十四日 父 寛政二年 七月四□ 年 大左衛門 59 58 (地蔵菩薩立像) 後山(№1283) 後山 (№1284) 位 後山遠景(国府多賀城駅より)



後山 (西より)



後山 (南より)

表2 版木の大きさ

長辺

1

2

3

4

5

7

8

9

10

11

という集まりがあり、

30.3

31.5

10.0

21.8

37.8

31.5

29. 2

23.5

27.0

32.5

20.0

短辺 10.0

9.0

5.5

8.3 刻書

15.3

7.7

9.5

5.0

6.5

5.0

6.0 墨書

墨書

墨書

刻書、

墨書

刻書、

第七章 版木

法性院に一一点の版木がある。

る真言で、「オン 勢至堂の本尊開帳時のものと見られる。 アンは普賢菩薩、 の下には長方形の枠の中に「浮島村法性禅院」と記されている。 菩薩と見られる。 念仏供養「百万遍」に関わるものである。 札」と同じである。 転読する法会である。 若経転読会のことで、 の正式名称である。 M1は家内安全・息災延命の祈祷に関わるもので、「得大勢至」は「勢至」 胸の前で両手を組み、尊像の頭上に宝瓶を配していることから勢至 アンアン 蓮台の上に立ち、光背は舟形の雲形光背である。 サクは勢至菩薩を表す種子であり、・今〇〇〇、母母は M2は大般若に関わるものである。大般若とは大般 №6・9は集団で大数珠を繰りながら名号を唱える 六百巻の経題を読み上げることで経典一巻一巻を №1・2の「宝牘(ほうとく)」とは、№7・10の「守 アン サクサクソワカ」と読める。 №11は種子八字と休止符からな M.5は宝冠を付けた菩薩立像 No. 7 は 尊像

定型句である。 №9はウラ面に昭和四年 の墨書がある。版木が使用 された年代の一端を示すも のと考えられる。かつて浮 島地区の青年団では、ヒャ

られる。各戸に売って歩いたという。この版木はその時に用いられたものと考え、いに集まって大数珠をまわし、その後寺にある版木で札を刷り、それを

用された可能性がある。 一される文字列の長さがa:二七・五~二十・五七ンチメートルのもの(M3・8・11)に区分できる。cの五~二・五センチメートルのもの(M3・8・11)に区分できる。cの五~二・五センチメートルのもの(M3・8・11)に区分できる。cの五・二・五センチメートルのもの(M6・9)、c:九・1は小型であり、しかも真言のみを記している。ウラ面に「中札」と記されているように、内符の版木と見られる。aは大型であることから、c:九・三つ折りした中に内符等を収める守札、bは一枚刷りの守札の印刷に使置つ折りした中に内符等を収める守札、bは一枚刷りの守札の印刷に使置である。

れている。

Note: 3・7・10の銘文には、「勢至菩薩(勢至観音菩薩)+法性院(法性神院)は護符の頒布元と考えられる。勢至菩薩を本尊とす法性院(法性禅院)は護符の頒布元と考えられる。勢至菩薩を本尊とす性禅院)」の記載があり、勢至菩薩(勢至観音菩薩)は信仰・礼拝の対象、性禅院)」の記載があり、勢至菩薩(勢至観音菩薩)+法性院(法 № 1・3・7・10の銘文には、「勢至菩薩(勢至観音菩薩)+法性院(法 ※ 1・3・7・10の銘文には、「勢至菩薩(勢至観音菩薩)+法性院(法 ※ 1・3・7・10の銘文には、「勢至菩薩(勢至観音菩薩)

釈文

ウラ面

2次利用

帰依を表明して息災を祈る

墨書

法性院

得大勢至菩薩

御祈祷宝牘 法性禅院

家内安全息災延命

法姓院	(ウラ面)	まつかせ山	千代のはし	古ん布	4 法性院		法性院	勢至観世音菩薩	浮島山	3 法性院		七福即生	大般若祈祷宝牘 法姓禅院	七難則滅	2 法性院		道和尚	小刀智	院菊帯ヵ山	高橋銕亳 光寿	伝選万王三代□住	(ウラ面)
	※横書の刻字あるが不明	(ウラ面)		家内安全	大勢至菩薩守札 法性院	奉開帳	7 法性院		奉唱弥陀名号一百万遍家内安全息災延命専祈所	6 法性院	法性禅院	浮嶋村	陀□□	(ウラ面)	院	禅	性	(勢至菩薩立像) 法	村	島	浮	5 法性院
中札 法性院	上 浮嶋村	(ウラ面)	(オン・アン・アン・アン・サク・サク・ソワ・カ (休止付))	11 法性院		智道和尚为	上 光寿院,菊带,山	(ウラ面)	得大勢至菩薩守札 法姓院	10 法性院		昭和四年旧四月二十四	(ウラ面)	息災延命	奉修南無百万遍處繁昌之御守護	家内安全	9 法性院		息災延命	勢至観世音菩薩 如意攸	家内安全	8 法性院





S=1/2







一大整整學院 法人人 化解即减





S=1/3

3

法性院





势至觀世音菩薩 浮鴻山

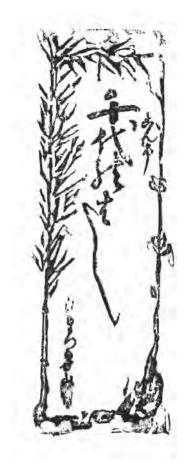
S=1/2

法姓院









S=1/2







S=1/2





S=1/3



S=1/2







S=1/3









S=1/3





昭和四年旧四月二十四

S=1/3















上 中札 浮嶋村



第八章 民俗

第一節 地域の概要

はコザワラ(小沢原)と呼ばれている。 にはコザワラ(小沢原)と呼ばれている。 はコザワラ(小沢原)と呼ばれている。 にはは、古来より和歌に詠み込まれた歌枕「浮でも浮嶋神社が鎮座する丘陵は、古来より和歌に詠み込まれた歌枕「浮でも浮嶋神社が鎮座する丘陵は、古来より和歌に詠み込まれた歌枕「浮に上に点在する丘陵にも居を構えている。 塩竈に通じる旧道沿いに家屋に地に点在する丘陵が点在し、中であく建ち並び、この一帯はナカドオリ(中通り)と呼ばれている。 はコザワラ(小沢原)と呼ばれている。

適さないことから早い時期に宅地化が進んだという。
多く含む土壌で、ひどくぬかるむために収穫量も少なく、水田としてはタウンとして宅地が整備されて人口が大きく増加した。元々この低地に三二八二人となっている。昭和四○年代に低地の開発が進み、浮島ニュー三二十一人となっている。昭和四年一月末時点で世帯数一三九六世帯、

屋号

ウッショノイ(後の家)

コヤマ(後山)

サンキョノイ(三居の家)

シタテヤ(仕立屋)

シタノイ(下の家)

チャヤッコ(茶屋っこ)

ナカノイ(台の家)

ナシバタケ(梨畑)

ニノ・ハー・一回りる

ニシノイ(西の家)

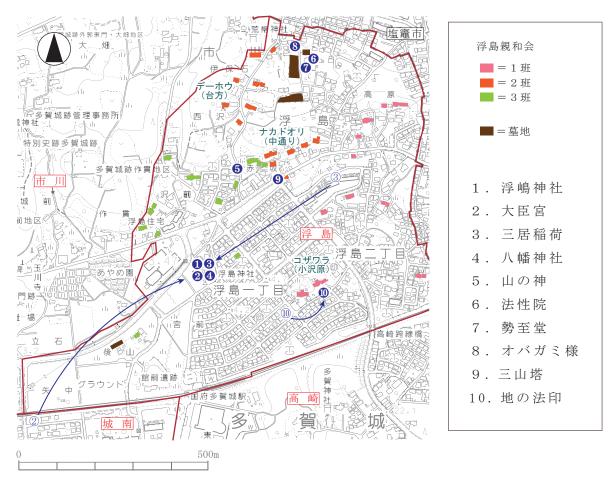
ノドッパレ(喉腫)ニシノサワ(西の沢

バクロウヤ(馬喰屋)

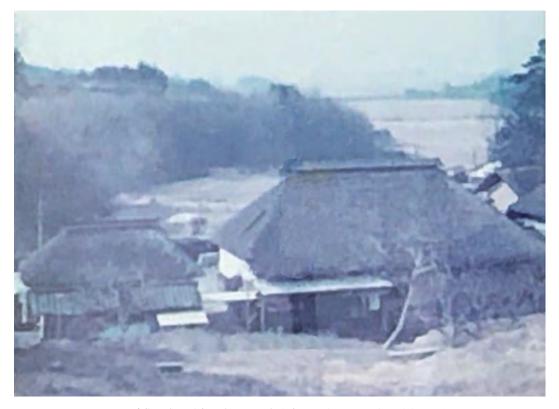
ヒガシノイ(東の家)

ムケヤマ(向山)

ヤマノイ(山の家)



第5図 浮島地区民俗調査関連図



開発が進む前の浮島(高原から高崎方面を臨む) 蜂谷継夫氏提供

第二節 人々のつながり

一 浮島親和会

話役が出される。 昭和三○年に設立した地域の相互扶助のための組織である。アジア 大平洋戦争以前は契約講が存在し、講で葬儀の補助などを行っていた。 しかし、戦争が始まると講は解散となり、隣組が組織されるようになったという。戦後、従来のような組織の結成を求める動きが地域で起こたという。戦後、従来のような組織の結成を求める動きが地域で起これ、 方工を十数戸ずつ三つの班に分ける現在の形式に整えられた(第5図 が照)。令和三年時点で、一班一一戸、二班一三戸、三班一一戸の計 三五戸が加入している。会長と会計が一名ずつ置かれ、各班からも世 三五戸が加入している。会長と会計が一名ずつ置かれ、各班からも世 三五戸が加入している。会長と会計が一名ずつ置かれ、各班からも世

通りである。 結成当初の規約があり、活動の内容を知ることができる。詳細は次の主な活動は、葬儀の補助と総会の開催である。これらについては、

定款 昭和三十年一月一日ヨリ実施

第一條本會ハ浮島親和會ト称ス

事務所ヲ公民館ニ置ク

第二條 本會ハ四拾五名ノ會員ヲ以テ組織シ

相互扶助ヲ目的トスル

第三條本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会長一名 都度部落長

二、副会長一名 〃副部落長

三、會計一名 四拾五名中ヨリ互選

第四條 総会ハ春秋二回トス

春ハ旧二月八日、秋ハ旧十月十日トス但シ集

会時間ハ午前拾一時マデトス

総会時ノ料理ハ糯米五合デ赤飯

煮魚ニナメタ、若シクハ目抜、

煮シメハ ゴボー、ニンジン、カマボコ

こ ハ トーフ 漬物

酒 ハ 一人当リ 不用人ハサイダー本

本会ニ積立金ヲ行ヒ毎月壱百円宛積立

第五條

預金トシテ直ニ農業協同組合ニ貯蓄ス

組合員中金ノ必要十人ニハ融資ス但シ貸附

日ノ民王、スカー・・

金額ハ一人最高参万円也

利子ハ日歩三銭

召和三十二手二月十一日窓会ご会では但シ保証人弐名トス

昭和三十二年二月十一日総会に於て貸付期間は六ヶ月間と

す(議決)

第六條 事業進行ノタメ会員ヲ三組ニ分理ス

(中略)

第一回旧二月八日総會二ハ第一番ニテ料理献立

スル事、爾后ハ二番、三番、ト順次ニ行フ事

料理代金一百五拾円也

糯米集メノ才差出シ事

但シ小豆ハ各当組ニテ頁擔トス

第七條 決議事項

宛集メ御悔トス当前ノ者ニ断リ当前ハ會員ニ相觸シ白米一升当前ノ者ニ断リ当前ハ會員ニ相觸シ白米一升會員並ニ其ノ家族(満三才以上)ニ不幸有リタル時

但シ旧拾弐月ヨリ旧正月拾五日マデノ期間中モ白米

ハ当前ニテ集メ進メトス

昭和参拾年度ヨリ総会ヲ春ハ新貮月拾壱日但シ會葬ノ際御馳走並ニ引物ハ申受ザル事

第八條

秋ハ新拾壱月貮拾参日トス

総会ノ當日ハ午前十一時マデ集合スル様

觸ルコト正拾貮時ニハ必ヅ会食ニツク

事時間ハ厳守スルコト

右ハ昭和参拾年秋ノ総会於決議ス

不幸アリタル場合当前ニ馳走ノ内訳

酒代トシテ八百圓也但シ拾四人分

、メシハ三升メシトニシメノ事

、葬儀ノ場合ハ拾四名全員出席スル事

、知セ人ノワラジ銭ハ一人当リ百圓トシ外車馬

賃ハ實費トスル事

右ハ昭和参拾壱年春ノ総会ニ於テ決議ス

いることから、店以外の公民館や講員の自宅などで行われていたと考えに分けられていたことがわかる。総会は献立の内容や当番が決められてここから、結成当初は四五戸によって組織され、一五戸ずつ三つの班

当番は「当前」と呼ばれ、講員から米や金銭を集める役であることがわことがうかがえる。葬儀に関しては、親和会が関与する死者の年齢は三ことがうかがえる。葬儀に関しては、親和会が関与する死者の年齢は三二月二三日に変更)の二回で、参集時間など事細かい決まりがあったられる。日にちは旧暦二月八日と一○月一○日(後に新暦二月一一日と

セ た 助を必要とする風習が残っており、シモン(死門)やネジリッパナといっ 担ぎの役がなくなった後も、 的に班の中で行われるが、現在は葬儀会館の利用が主流となり、 ている。 は受付を務める程度になっている。土葬から火葬に変わり、穴掘りや棺 おり、これを「移動総会」と呼んでいる。葬儀の手伝いは現在でも基本 現在は結成時から活動内容は大きく変化し、 「飾り物」 (知らせ) という役を担っていた。 総会については、 と呼ばれる葬具作り、 現在は年に一回、二月に近隣の店で開催して 自宅を会場にしていた頃までは親和会の補 喪家の関係者に訃報を知らせるシラ 様々な面で簡易的になっ 親和会



親和会記録簿(昭和30年)

1 浮島神秘講 二 信仰に関わる講

料の所在も不明である。

本のが通例であった。平成一○年頃に解散し、講の名簿や記録などの資第二節参照)を訪れ、そこに手を合わせてから出発したという。毎年決第二節参照)を訪れ、そこに手を合わせてから出発したという。毎年決第二節参照)を訪れ、そこに手を合わせてから出発したという。毎年決第二節参照)を訪れ、そこに手を合わせてから出発したという。毎年決第一次を指している。

「のが通例であった。平成一○年頃に解散し、講の名簿や記録などの資まり、出来に参拝に行っていた。参拝の前には、字高原にある三山塔(第六章)をする。

「のが通例であった。平成一○年頃に解散し、講の名簿や記録などの資まり、出来に参加である。

2 三山講

字高原の三山塔を参拝後、一泊二日で三山参りに出かける。である。浮島地区には、平成一○年頃まで「浮島神秘講」という三山参が行われた。これを契機に再び三山講が組織され、浮島の人々が連れ立っが行われた。これを契機に再び三山講が組織され、浮島の人々が連れ立っが行われた。これを契機に再び三山講が組織され、浮島の人々が連れ立って出羽三山に足を運ぶようになった。現在は、七~八名が参加しており、下出羽三山に足を運ぶようになった。現在は、七~八名が参加しており、である。浮島地区には、平成一○年頃まで「浮島神秘講」という三山参りの講が存在したが、この講の解散後は、組織的な参拝はしばらく行われた。これを契機に再び三山講が組織され、浮島の人々が連れ立った。現在は、七~八名が参加しており、である。浮島地区には、平成一〇年頃まで「浮島神秘講」という三山参りの講が存在したが、これを表している。





平成 24 年の祈祷の様子 (平成 24 年 6 月) 左:蜂谷栄一氏提供 右:伊藤美栄子氏提供

神社 寺 院 小

祠

た、 務、

ま

主な行事は、

浮嶋神社

賀の明神」と改めるようにとの御神託があったために神社名を変更した たのは明治四年(一八七一)のことである。 という記述がある。その後、現在の「浮嶋神社」という現在の社名になっ き出されており、 と呼んでいる。 社関係史料の中に、当初は浮嶋明神という名であったが、神事の際、 記御用書出」には、 で、これが村名の由来にもなっている。 浮島一丁目の丘陵の頂に社殿が鎮座し、 この丘陵は、 これが浮嶋神社と考えられる。 村鎮守として「多賀の神社」という社名の神社が書 古くから和歌に詠み込まれた歌枕 安永三年 (一七七四) 地域の人々はオミヤ 元禄初めの鹽竈神社末 0) (お宮) 「浮嶋 「風土

神社の組織には氏子総代会があり、責任役員総代長、責任役員総代庶



4月の例祭

である。 け替えられる。 行われ、三〇日に新しいものに付 末には境内に飾る注連縄つくりも して記されているが、現在は四月 に固定されている。 五日で、 祭日については、 祭祀は四月第三日曜日 また、 安永三年 一二月

年末の注連縄作り

臣宮、 社として安置されている。 た神社が祀られており、 境内には周辺から移動、 三居稲荷、 八幡神社が境内 現在は大

曜日の例大祭と神輿渡御、 一三日の新嘗祭、 婦人部と青年部もあり、 責任役員総代会計のほか、 一月一日の歳旦祭、 一二月二三日の社頭大麻頒布、 その前日に行われる例大祭前夜祭、 合祀 それぞれに部長と副部長が置かれている。 数名の総代によって構成されている。 一月一四日のどんと祭、 一二月三一日の除夜祭 五日が祭日と 四月第三日 一一月

大臣宮

ている。 平踏切の南東にあった丘陵に祀ら 祭神とし、 奥出羽按察使に任命された源融を オトドノミヤ(大臣宮)と呼ばれ 浮嶋神社の境内に石の祠があり、 貞観六年 本来はJR東北本線高 (八六四) に陸



大臣宮



いるが、 とを記念した石碑が立ってい たという。 神社に合祀されて祠も移され 社 れ 丘陵には、 城古趾 てい の南西にその姿が描かれて た。 明治四〇年代に浮嶋 の図し 大臣宮があったこ 元の場所とされる 明治二二年の には、 浮嶋神



元の丘陵から移された石碑

四

八幡神社

浮嶋神社の境内に祀られ、

昭和初期のものと考えられる古写真には、「八幡宮」と記さ

現在は浮嶋神社の祭日に一緒に祭祀が行わ

三居稲荷神社

社宮の神職を呼んで祈祷を行っている。

たが、

周辺の開発に伴い東側の民家の敷地に移された。

周辺の五戸によって管理されており、

毎年一一月には陸奥総

柵で囲まれたこ

石碑は、

谷家(屋号 バクロウヤ)に移り、 ている。一元は現在県営多賀城浮島住宅が立つ丘陵にあり、 (屋号 サンキョノイ) によって祀られていた。後にその土地が字西沢の蜂 浮嶋神社の境内に祀られ、現在は浮嶋神社の祭日に一緒に祭祀が行われ 字高原の蜂谷家

れた。本来の祭日は伝わっていな 必要が生じ、浮嶋神社境内に移さ ヤが執り行うようになった。 三居稲荷神社の祭祀もバクロウ 周辺の開発に伴って祠の移動の 毎月一日と一五日に、バク

ロウヤの人が供物を上げている。

町の山神社を信仰するもので、 団があったことがうかがえる。 が管理している。山神塔には

この講も小牛田の山神社を信仰したもの

市内で確認した女性の山の神講は、

美里



三居稲荷神社

いる。ヤマノカミサマ

(山の神様)と呼ばれ、

南側に居を構える佐藤家

「女講中」と刻まれており、

女性の信仰集

字西沢に、文化三年

(一八〇六)

の年号が刻まれた山神塔が祀られて

五

山の神



八幡神社



八幡神社古写真 蜂谷康氏提供

である。 れた幟と一緒にお姿を描いた掛軸が写っているが、現在その所在は不明 れている。

納

ものである。 明治一五年(一八八二)の幟も残されているが、これは男性が奉納した で正月に供物を上げて拝んでいる。また、同家にはこの山神塔に掲げる であると考えられる。講がいつまで存在したかは不明で、現在は佐藤家



山神塔 (右側)



月一五日・一六日 年始墓参

にあたっている。寺院の行事

は次の通りである。

月一日~三日 歳旦諷経

四月八日 三月一八日~二四日 二月一五日 春季彼岸会 釈尊涅槃会

白山堂年大祭 釈尊降誕会

五月六日

八月一一日

新盆供養法要

八月一五日 八月一三日~一六日 檀徒戦没者追悼法要 盂蘭盆会

九月二〇日~二六日 秋季彼岸会

八月二四日

地蔵盆

一〇月二〇日 勢至堂年大祭一般祈祷法要

釈尊成道会

一二月三一日

歳晩諷経

一二月八日

法性院

六

護持会があり、その中 あるという。寺院の組織には Щ 曹洞宗の寺院で、山号は浮嶋 一〇名が役員として運営補助 聖観世音菩薩を本尊とする 現在の住職は第一二世で · の 約



法性院

七

の地域の人が訪れる。 般祈祷法要が行われており、多く 昆首羯磨の作であると記されて は一尺二寸の閻浮檀金仏立像で、 至菩薩を祀っている。安永三年 いる。「書出」では、祭日は九月 二三日と記されているが、現在は 一〇月二〇日に勢至堂年大祭 法性院の境内に堂宇があり、勢 「風土記御用書出」には、本尊



勢至堂

九 三山塔

埋め直したところ、疫病は収まったと伝えられている

らくして村で病が流行ったため、

人々は下女を遺言通りに頭を下にして

い残したが、そのまま頭を上にした正常の姿勢で埋めた。すると、

成されたものであるが、それ以前にも平成一○年頃までは「浮島神秘講 呼んで祈祷を行い、現在のように据え直した。現在の講はこれを機に結 の東日本大震災の揺れで三山塔が倒れたため、翌年羽黒山から修験者を を祀る嘉永四年(一八五一)の三山塔が立っている。浮島には、 三山参りのための講があり、七~八人で活動を続けている。平成二三年 字高原の民家の敷地に、 山形県の出羽三山 (湯殿山・羽黒山 現在も 月山

講の時代から続いており、 きたりで、これは浮島神秘 長く講の人々によって大切 立前にこの三山塔を拝むし に守られている。 した。三山参りの際には出

という三山参りの講が存在

三山塔

オバ神様

様)と呼ばれている。言い伝えでは、昔浮島の裕福な家に倹約家の下 法性院の西側の住宅地に菩薩像が一体祀られ、オバガミサマ(オバ神

女が仕えており、

て埋めれば、 自分を村の境に頭を下にし 溜まるものを食べていたと 人々を守る存在となると言 いう。この下女が死ぬ時、 にするあまり、流しの口に 疫病から村の



オバ神様

0 地の法印さん

ウインサン(地の法印さん)と呼ばれている。 んだことで場所を移した。開発が進む以前はこの一帯は畑地であり、 一二○メートルの位置にあったが、昭和四○年代に周辺の宅地開発が進 浮島二丁目の蜂谷家の敷地に無記銘の石碑が祀られており、 元は現在地から南西に ジノホ そ

しば

それを法性院の住職に相談しる際に石の下を掘ったところ、神事で用いられるような鈴が出てきた。の中で小高くなった場所にこの石碑と梅の木があったという。移動させ

たところ、神事に携わる人物に関係するものであるため、に関係するものであるため、に関係するよう助言を受けたとして祀るよう助言を受けたという。現在は浮嶋神社の祭日いう。現在は浮嶋神社の祭りを行っている。



地の法印と呼ばれる石碑

第九章 地誌

奥羽観蹟聞老志(註1)

浮島神社

如今変為;|野田;田上有;|一高丘;丘上有;|神祠|是乃浮島明神也不」詳」祀 在,,浮島村多賀城東釜西南,往昔海潮来,,其下,者考,,古人之詠 |何神|也 | 而可 」視

藻塩草云浮島は奥州

のまへにうきたるうき島の

夫木集浮島陸奥 一駿河

ものへまかりける人にぬさつかはしける衣はこにうき島のかたをし侍

りて 古寄贈之状可」視⑴于此

能 宣

わたつ海の浪にもぬれぬうき島の松に心をよせてたのまむ

拾遺雑上

さためなき人の心にくらふれはた、うき島は名のみなりけり

源

順

中納言家持かもとへつかはしける

しほかまの前にうきたる浮島のうきて思ひのある世なりけり

みちの国へまかりける人のもとへつかはしける

山口女王

みちのくはよをうき島の有といふ関こゆるきのいそかさらなむ

題しらす

続古今春上

後鳥羽院御製

しほかまの浦のひかたのあけほのに霞にのこるうき島のまつ

うき島の橋わたして侍けるころに

家集

浮島と名に聞たれと浪のうへに所もさらす世をそへにける

能

宣

按称,,浮島橋,者不以知, _ 何 地 | 姑拳\此

天暦八年中宮七十賀御屛風の料の和歌

家集

憂事もきこえぬものをうき島は所たかへの名にこそありけれ

信

明

いのりつ、猶こそたのめみちのくにしつめ給ふな浮島の神

同

元輔朝臣

為仲朝臣

浮島の松のみとりを見渡せはは、そか末も紅葉しにけり

為仲朝臣

浮島の花見る程は見ちのくのしつめることもわすられにけり 考;前条及此歌;則為仲不幸而值」竄之人乎唯為;;東奥之刺史

而憂」遠,一于帝閣 , 之歎音平

延喜十七年伊勢の斎宮の御料に国々の名有所々をか、せ給へ

る御屛風の歌めしありしかはうきしま

家集

いさやはた身のうき島にとまりなむしつみつ、のみよをふれはうし

躬

恒

98

小野小町

按図 群国名蹟 |以命||佳作||可」謂好事之清翫也但躬恒歌咏似」発| 家集

述懐」其意不」可」暁下同

村上の先帝の御時の御屛風国々の所々の名をか、せ給ひてうきしま

中 務

たのまれぬ心からにやうきしまの立よるなみのとまらさるらん

條太政大臣家障子浮島

夫木集 能宣朝臣

わたつ海の底に根さ、ぬうき島そ亀の背につめるちりかも

御屏風うき島あさか

家集 忠

おきつ浪よぜはよせなむ浮島に年ふる松をこえなから見む

家集恋歌

恋すれはなみたの海にた、よひてこ、ろは常にうきしまのまつ

土御門内大臣家歌合遠島朝霞

あけわたる沖津波間に根をたへて霞にやとる浮しまの松

同

永観 二年八月一條大納言家障子歌春浮島

平

祐挙

同春

長久三年斎宮歌合

憂島の松のみとりを見わたぜは千とせの春そ霞そめたり

あさりける浮島めくる海士人はいつれのうらにとまるなるらん

伊

しら浪のうちおとろかすうきしまは立るまつたに根こそわふなれ

家

隆

勢

沖の風たゆとふ雲をはらふ夜は月の氷にうきしまの松

玉吟

= 封内名蹟志(註2)

浮島神社

往昔海潮其下に来りしと云。後世変じて田野となれり。

見

ものへ まかりける人にぬさつかはしける衣類に。浮島のかたをし

るし侍りて。

源

仲正

わたる海の浪にもぬれぬ浮島の松に心をよせてたのまん

能

0) ふ

中納言家持が許へつかはしける

鴨

長明

鹽釜の前に浮きたる浮島のうきで思ひのある世なりけり

後鳥羽院御製

山口女王

鹽釜の浦の干潟の明ぼのに霞に残る浮島の松

浮島の橋を渡して侍りける時に。

為仲朝臣

祈りつゝ猶こそ頼めみちのくにしつめ給ふな浮島の神

延喜十七年。伊勢の斎宮の御料に。国々の名ある所をか、せ給へる。

99

御 屏風 の歌めし有しかば。うき島

いさやはた身の浮島にとなりな沈つ、のみよをふればうし

躬

Ξ 封内風土記

Щ 浮島山法性院。 共載,,浮島神社,,曰。 浮島邑。 末社。而所」祭源融大臣也。 是乃浮島明神也。 雄略帝五年。 請江州多賀神社」。希文按。 人之所,」詠而可」知焉。今変為 不」詳; 其年月; 。古塁一。伝云。古昔浮島大夫者所」居 戸口凡廿七。 奉」 圭田 曹洞宗。 不」詳祭 多賀城東。 |加||神礼||。 神社凡二。多賀神社。 仙台府下八塚。 三何神 。 仏宇一。観音堂。 風土記残編曰。 __野田_。 鹽竈西南。 乃謂 指 此社 |此社||乎。観蹟聞老志○名跡志。 龍川院末寺。 田上有;;一丘;。丘上有 往昔海潮来,,其下,者。 乎。 多賀神社所」祭伊弉諾尊也。 伝云。古昔多賀城主。 不」詳一何時創建一。 大臣社。 伝曰。 伝云鹽竈一宮 武山和尚開 |神祠 寺一。 勧

風 土記御用書出(註4)

四

風土記御用書出

立候山浮島二御座候由古歌も在之右ニ村名ニ罷成候よし申伝候事 村名二付由来 往古当村海ニ而当時宮堤と申所ニ多賀明神之御社相

高 三拾五貫百七拾九文

塩竈の前に浮きたる浮島の浮きて思ひのある世成けり

田代 三拾壱貫八八拾七文

三貫弐百九拾弐文

恒

多賀の神社 小名

神社二

- 勧請 往古多賀御城主江州多賀神社を御勧請被成奥州一百坐当
- 郡四坐之内ニ御座候由申伝候へ共右年月共ニ相知不申候
- 社地 横堅九十間 社 南向 一間作 鳥居 南向
- 額 社之竪額多賀明神四字 但筆者相知不申 -候事
- 地主 台屋敷八郎兵衛 沢屋敷善三郎
- 右 善三郎 郎兵衛 祭日 九月十五日
- 大臣神社 小名 大臣の宮
- 子河原左大臣融公を奉祭塩竈一ノ宮十四末社之内ニ御座候由 勧請 誰勧請と申義并右年月共ニ相知不申候へ共 淳和帝御猶 申

 \triangle 社地 社 西向弐尺作 鳥居 西

亩

- 地主 御村野山二付地主無御座候事
- 別当 塩竈御社家藤塚式部様御預二付別当無御座候事
- 祭日 三月十八日
- 仏閣
- 勢至堂 小名 当村曹洞宗浮島山法性院内
- 主の折御勧請ニも可有御座候哉と申事ニ御座候事 勧請 誰勧請と申義并年月共ニ相知申候得共古仏ニ付多賀御城
- 堂 南向弐間四面
- 本尊 閻浮壇金仏立像 御長壱尺弐寸 昆首羯磨御
- 額 堂之横額勢至堂三宇 国分七北田村龍門山洞雲寺御先住 牷

潜和尚筆

一 祭日 九月廿三日

寺一ケ寺

浮嶋山法性院

一 小名 台 一 曹洞宗 一 仏殿 南向 竪弐間半

一 本尊 魚籃観音 木仏立像 御長壱尺五寸 但作者相知申候事

一門南向

一 開山之事 当時ハ誰開山と申義并年号共ニ相知申候武山和尚寛

一 本山并末寺之事 本山者御城下八塚円通山龍川院ニ御座候但シ

文四年二月十九日中興二付当安永三年迄百拾壱年二罷成候事

末寺無御座候事

一 別当之事一 勢至堂

仏閣一ケ所ニ御座候右間数等委細之儀ハ村書出ニ御書上仕候事

境内景地之事

一 東ハ当郡湊浜松ケ浜菖蒲田浜辺迄

南ハ当郡蒲生新浜名取伊具宇多亘理相馬領迄

西ハ名取柴田刈田国分諸山共不残

北者黒川郡大谷蕃ケ森当郡塩竈山ニ隠相見得不申候事

右之通ニ御座候事

古館 一(註5)

一 館 右者志田小太郎御家臣浮島太夫と申者住居仕候由

堤 三

一 杉窪堤 当村一円用水 右溜高四貫七百八拾九文一 小沢原堤 当村一円用水 右溜高四百拾文

幡村五ケ村入合 惣溜高弐貫六百四拾五文 市川大堤 右者当郡市川村ニ在之同村并当村当郡加瀬村田中村八

但当村分溜高弐貫六百四拾五文

一 道 弐筋

当郡市川村 6 当郡留ケ谷村江之道 壱筋

当郡高崎村 ゟ 当郡塩竈町江之道 壱筋

名 木 弐 本

一 種蒔桜 但輪長ク細目仕花様平生之桜ニ無御座候事

一 磯馴松 右者当村植替二罷成候得共多賀城主御植被置候よし申伝

候事

古歌 一首 前ケ条村名之部江御書上仕候事

小名 二 一 山居沢 一 難胡崎

一 御村境 横六丁

一 北ハ当郡塩竈村境当村分台之上と申所迄

,一 東者当郡留ケ谷村境当村分小沢原塚と申所より

一 西へ当郡市川寸竟当寸分界田と申听乞 横

一一西ハ当郡市川村境当村分堺田と申所迄

右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候 以上

安永三年九月

書 出

曹洞宗 宮城郡陸方浮島村

浮嶋山法性院 源道

曹洞宗浮嶋山法性院

開山之事 当寺ハ誰開山と申儀相知申候、 武山和尚寬文四年二月

十九日中興二付当安永三年迄百拾壱年二罷成候事

本山并末寺之事 小名之事 台屋敷 本山ハ御城下八塚円通山龍川院ニ御座候、 〇一 故事来歷之事

 \bigcirc 無御座候事 寺格之事 最初之地移替之事 $\overline{\bigcirc}$ 寺領并御寄付之事

 \bigcirc 御墓所并御位牌之事 $\overline{\bigcirc}$ 御参詣又ハ御成之事 $\overline{\bigcirc}$ 御詠歌

等惣而拝領物之事

古什物之事 本尊 魚籃観音 一体

右御長等委細之儀ハ村書出ニ御書上仕候事

 \bigcirc

御目見并御意等有之候事

一 古墓所之事

一別当所之事

勢至堂

仏閣一ケ所ニ御座候処右間数等委細之儀ハ村書出ニ御書出仕候事

境内景地之事 当山よ見得渡候所左こ

東ハ当郡湊浜松ケ浜菖蒲田浜辺迄

南 ハ当郡蒲生新浜名取伊具宇多亘理相馬領迄

八名取柴田刈田国分諸山共不残

北ハ黒川郡大谷蕃ケ森当郡塩竈山ニかくれ相見得不申事右之通ニ

御座候事

開山と当住迄歴代之道号実名之事

中興 武山芸大 一世 悠秀徹定 三世 珊瓏客台

石雲換龍 五世 蘆峯蘇迷 六世 至契源道

以上 七ケ条

四世

御案当拾六ケ条之内印仕候分九ケ条之品無御座候事

右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候

以上

安永三年九月

但末寺

五 囊塵埃捨録〔註6〕

浮島 浮島村六里十五町四十間

続千載集 陸奥の世を浮島もありと云ふ関こゆるきの磯がさらなん

浮島の松の緑翠を見渡せば枯木か末も紅葉しにけり

続古今集

鹽釜の浦の干潟の曙に霞て残るうき島の松

新古今集

鹽釜の前に浮きたる浮しまのうきて思のある世なりけり

浮島を漕放れても行方やいつく泊りとしらずもあるかな

小野小町

清原元輔

後鳥羽院御製

山口女王

清少納

102

六 鹽松勝譜(註7)

浮島 附浮嶋神祠浮島橋

ル。 誉妄賞非サルヲ観ル也哉 ル老成人ナシト雖トモ。 曲湾洲渚或ハ想像乎ニ出ルト雖トモ。 以テスル者夥シ矣。 峯題スル所ノ。一條大納言家障子図等ノ諸什。古人此地ヲ賞シ。 源能宣題スル所ノ。一 恒ノ題スル所ノ。伊勢斎宮屛風図。中務ノ題スル所ノ。村上上皇屛風図。 ル所ナシ。余諸集載スル所ノ国風。此地ノ詠スル者ヲ読ムニ。凡河内躬 リ浮島明神ト曰フ。是鹽竈枝祠。祭神詳カナラス。古浮嶋橋アリ今徴ス へ。新タニ古昔ノ図ヲ製シ。田野ヲ以テ海ト為シ。丘陵ヲ以テ陸トナシ。 鹽浦西南ヲ去ル一里余。浮嶋村ニアリ。 田間ノ高丘ニ老松アリ。浮嶋松ト曰フ。国風ノ詠スル所ナリ。 今誰田野復夕賞スル所アルナシ。今此地ノ形勢ヲ考 條摂政家障子図。壬生忠見題スル所屛風図。 尚曲刑アリ以テ同心ニ示ス。尚クハ以テ古人浮 復夕勉強妄説ニ非サルナリ。図成 昔海潮来去今変シテ田野トナ 嘯咏ヲ 祠ア 平祐

小蟹泉

レヲ呼ヒテ。黄金泉ト日フ。蓋黄金小蟹国訓近シ故ニ誤ル。浮島村ニ在ルナリ。相伝フ。泉下古へ小蟹多シ。故ニ名ツク。今土人之

浮島勢至堂附法性院

セス。廃セラル、コト久シ。寛文甲辰。僧武山中興ス。曹洞禅寺ニ隷ス。製スル所。堂旧ト市川村勢至堂山ニ在リ。法性院ト曰フ。其創始ヲ詳ニリ。相伝フ。昆首羯磨。閻浮檀金ヲ以テ之ヲ作ル。或ハ曰フ。僧都恵心多賀城墟ノ東。荒脛神祠ノ東ニ在リ。地ハ浮島ノ村タリ。堂中勢至像ア

馴松ト称ス。或ハ以テ浮島ノ松ト為ス者ハ訛ナリ。寺前遙ニ東南海ヲ望ム。亦佳境ナリ。オ又寺前松樹アリ。土人之レヲ磯

物語、紀行文など広範にわたる事象が記載されている。四代藩主伊達綱村の命により編纂された、仙台藩最初の地誌。歴史、名所旧跡、和歌、四代藩主伊達綱村の命により編纂された、仙台藩最初の地誌。歴史、名所旧跡、和歌、註1 享保四年(一七一九)完成。著者は仙台藩の画家・儒学者佐久間洞巌。仙台藩

村に命じ、諸般の事項について書出し、提出させたもの。田辺希文の子希元が中心註4 安永二年(一七七三)から九年(一七八○)にかけて成立。仙台藩が領内の各編纂事業で集成された資料をもとに、仙台藩七代藩主伊達重村の命により編纂した。註3 安永元年(一七七二)成立。著者は仙台藩儒学者田辺希文。安永の風土記書上

となって編纂した

の大部分は館跡を構成するとみられている。 され、特別史跡に追加指定された。他方、小柱穴建物群も発見されており、これら中世の館跡と考えられていたが、昭和五四年の発掘調査により古代の建物跡が発見中間の道跡のこと。この風土記の記載や陶磁器の表採が報告されていることから、

註6 文化八年(一八一一)成立。著者「遠猪走道知」は、大崎八幡神社神官の大場

雄渕のことと考えられている。

を記す全書がないことを憂い、自ら現地へ赴いて文章・図を成した。 註7 文政五年 (一八二二) 成立。著者は仙台藩儒学者舟山萬年。鹽竈・松島の勝景



沢前 (昭和 47 ~ 48 年)



後山(昭和 49 ~ 50 年)



浮嶋神社(昭和 18 年)



浮嶋神社(昭和 55 年)



館前(昭和 54 年)



道路左が矢中・右が館前 (昭和 $55\sim56$ 年)



市川橋遺跡大臣宮地区 (昭和 58 年)



高平(昭和61年8月豪雨)

参考文献

宇井伯寿『コンサイス仏教辞典』一九八四

小澤操『多賀城旧十三ヶ村「村邑の石碑』二〇二一

加藤政久『石仏偈頌辞典』一九九〇

加藤政久『石仏使用語辞典』二〇〇五加藤政久『続石仏偈頌辞典』一九九三

川勝政太郎『偈頌 川勝政太郎講述』一九八四

経済企画庁総合開発局『土地分類図』一九七二川口謙二『日本の神様読み解き事典』一九九九

庚申懇話会『日本石仏事典』一九七五

庚申懇話会『石仏調査ハンドブック』一九八一

小嶋博巳『平成13・14年度科学研究費補助金(基盤研究(C) (1) 研究成

果報告書 廻国供養塔データベースの構築と分析』二〇〇四

塩竈市史編纂委員会『塩竈市史』資料編 一九八二

多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第5巻 歴史史料(一)』

一九八五

多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第3巻 民俗·文学』一九八六

多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第4巻 考古資料』一九九一

多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第2巻 近世・近現代』一九九三

多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第7巻 歴史史料(三)』

一九九三

一九九七

多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第1巻 原始・古代・中世

多賀城町誌編纂委員会『多賀城町誌』一九六七

田代 孝「近世の回国塔と回国納経」山梨県立考古博物館 山梨県埋蔵

文化財センター『研究紀要13』一九九七

地質調査所『地域地質研究報告 塩竈地域の地質』一九八三

地質調査所『地域地質研究報告 仙台地域の地質』一九八六

中村元『佛教語大辞典』一九八一

古川左京『鹽竈神社史』一九三〇

二塚源五郎『多賀城村聚落の機構 地名の研究』一九三三

三塚源五郎『多賀城六百年史』一九三七

宮城県神社庁『宮城縣神社名鑑』一九七六

湯浅吉美『日本暦日便覧 下』一九八八

吉田東伍『大日本地名辞書 奥羽』一九〇二

	62	65	本体:128 台座:25	ザイサイト	1926	大正15	地蕨菩薩坐像	法性院	18
	46	62	100	アルコース	1773	安永2	名号塔	法性院	17
	36	67	94	デイサイト	1733	享保18	巡年塔	法性院	16
	(31)	67	(97)	デイサイト	1741	寛保元	寒念仏塔	法性院	15
	34	95	(110)		1728	享保13	名号塔	法性院	14
	21	29	(78)	花崗閃緑岩			奉請字石禮壽経	法性院	13
	7	39	(58. 5)	縞状砂質泥岩(井内石)	1892	明治25	山神塔	小沢原	12
	43	62	(85)	玄武岩	1806	文化3	庚申塔	沢前	11
	19	33.5	69	デイサイト			地蔵菩薩立像	西沢C	10
	6	ಜ	(93)	縞状砂質泥岩(井内石)	1914	大正3	馬頭観世音	西沢B	9
	10	34	(96)	縞状砂質泥岩(井内石)	1882	明治15	馬頭観世音	西沢B	œ
	32	42	(94)	アルコース	1810	文化7	名号塔	西沢A	7
	35	45	86	アーニル	1806	文化3	山神塔	西沢A	6
	48	124	(186)	アルコース	1851	嘉永4	三山塔	高原	51
	53	52. 5	85	縞状砂質泥岩(井内石)			大臣宮	浮嶋神社	4
	40	62	(100)	アルコース	1671	寛文11	庚申塔	浮嶋神社	ယ
									供養塔
	20	21	86				板碑	後山	2
	13	51.5	(69)	アルコース			板碑	高原	1
									板碑
		·		浮島村	74	·			
備考	が	(cm)	声 ひ	石材		年代	名称	揚所	図版

(160) (173) 126 125 (65) (17. 5) (28)

1284	(14)	35	(30)			位		59 後山
1283	ر.	50	(70)			春涼妙安信女	春涼妙	58 後上
1282	13. 5	17.5	21			(地蔵菩薩立像)	(地蔵	57
1281	(21)	52	81	12	寛政4 1792	大道了安信士 寛	大道了	56
1280	32	62	75	ĭŎ	寛政2 1790	機外傳心信士	機外傳	55 後山
1279	13. 5	(47)	(50)	4	天明4 1784	·	桐雲妙光・	54 後山
1278	?	(49)	82	- čš	天明3 1783	□真禅定門	□真	53 後山
1277	21	31	(35)		永	安永	一安妙・	52 後山
1276	25. 5	27	58	77	安永6 1777	太安妙智信女	太安妙	51 後山
1275	39	56	(65)	<u>ග්</u>	安永4 1775		教圓明關信	50 後山
1274	19	27.5	(66)	'2	明和9 1772	本然無性信士	本然無	49 後山
1273	32	36. 5	(32)	9	寛延2 1749	:	秋兵妙・	48 後山
1272	(10)	37	52	51	享保20 1735	□窓妙真信女	□窓妙	47 後山
1271	(10)	(43)	(72)	55	享保10 1725	真光圓照禅定門	真光圓	46 後山
1270	(13)	50	58	9	享保4 1719	轉想妙體信女	轉想妙	45 後山
1269	(18)	(40)	72	∞ 	元禄11 1698	朋庵玉公禅定門 元		44 後山
1268	(7)	48	67	5	元禄8 1695	来室妙本禅定尼	来室妙	43 後山
1267	26	(50)	111	2	元禄5 1692	梅林花香禅定尼 元	梅林花	42 後山
1266	41	(28)	(104)	Ü	天和3 1683	通岩道空禅定門	通岩道	41 後山
1265	(35)	(33)	(29)		州	安・・・・	雪貞道安・	40 後山
1264	(15)	62. 5	(78)	ъ́б	寛文6 1666	天岩本空禅定門	天岩本	39 後出
1224	19	27	· /	99 デイサイト	明治32 1899	茂榮天與比丘尼 明	法性院住職墓地 茂榮天	38 法性院/
1223	11	22	$-\chi$ (25)	7ルコー	明治7 1874		法性院住職墓地 離現禅童子	37 法性院/
1221	20	35	·—× (55)	84 アルコ	天明4 1784	自浄知心信士 天	法性院住職墓地 自浄知	36 法性院/
1225		直径:23	(47)	07 デイサイト	明治40 1907	前永平當院八世玄眞鶴道大和尚禅 明	法性院住職墓地 前永平	35 法性院/

多賀城市文化財調查報告書一五四集

多賀城市 \mathcal{O} 歴史遺 産

浮島村

和 兀 年 三 月 三 \bigcirc 日 発 行

令

行

発

編

集

調査セ

ン ター

番

号

宮〒多

宮〒多

宮城県多賀城市中央二丁日T九八五 - ○八七三8賀城市埋蔵文化財調査な 月二七

宮城県多賀城市中央二丁月〒九八五-八五三一多賀城市教育委員会 目

番

号

城県仙台市青葉区上九八九 – 三一二四八会社ホクトコーポ ポ] 3

印

刷

宮〒株

城九式

上愛子字一番一三号